

苫小牧市一般廃棄物処理基本計画

～ 053(ゼロごみ)のまち とまごまい ～

平成22年 3月

苫 小 牧 市

《 目 次 》

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の主旨と目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画対象地域.....	3
第4節 計画期間.....	3
第2章 地域の概況.....	5
第1節 人口及び世帯数の推移.....	5
第2節 事業所数及び従業者数の推移.....	6
第3章 ごみ処理基本計画.....	7
第1節 ごみ処理の現状及び課題.....	7
1 用語の定義.....	7
2 ごみ処理・処分の主な流れ.....	8
3 ごみ排出量の推移.....	9
4 ごみ減量化・資源化施策の現状.....	14
5 収集・運搬の現状.....	18
6 中間処理及び最終処分の現状.....	19
7 ごみ処理経費の推移.....	24
8 広域ごみ処理の現状.....	25
9 不法投棄.....	26
10 前計画の達成状況.....	27
11 ごみ処理の課題.....	28
第2節 人口及びごみ量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）.....	30
1 人口の将来予測.....	30
2 ごみ量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）.....	31

第3節 計画の基本フレーム	32
1 基本理念及び基本方針.....	32
2 目標値の設定.....	33
3 数値目標を達成した時のごみ排出量の推移.....	35
第4節 個別施策	37
1 家庭ごみに関する施策.....	37
2 事業系ごみに関する施策.....	39
3 ごみ処理施設に関する施策.....	40
4 市民への情報提供と啓発に関する施策.....	41
5 災害時の廃棄物処理に関する施策.....	41
6 重点施策の推進スケジュール.....	42
第4章 生活排水処理基本計画	43
第1節 生活排水処理の現状及び課題	43
1 生活排水の処理体系.....	43
2 処理形態別人口の推移.....	45
3 収集・運搬の現状.....	46
4 収集運搬・処理処分経費の現状.....	47
5 生活排水処理の課題.....	47
第2節 計画の基本フレーム	48
1 基本方針.....	48
2 処理主体.....	48
3 基本目標.....	49
4 計画人口及びし尿・浄化槽汚泥の将来予測.....	49
第3節 個別施策	50
1 生活排水処理への取り組み.....	50
2 し尿・汚泥処理への取り組み.....	50

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の主旨と目的

国により、「循環型社会元年」（平成12年）が位置づけられてから9年が経過し、その間、「循環型社会形成推進基本計画」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきた。平成20年3月には、「第二次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、「低炭素社会」や「自然共生社会」とも統合された「持続可能な社会の実現」のイメージが描かれた。

これらの国の法体系の中で、ごみ処理の基本法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）」では第6条第1項で、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定している。

北海道では、平成17年3月に「北海道循環型社会推進基本計画」と「北海道廃棄物処理計画」が策定され、平成22年に改定される予定である。

本市では、平成14年3月に「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの排出抑制、循環型社会の構築、適正処理を主眼におき、長期的視点に立ったごみ処理の推進を図ってきた。053大作戦の実施などさまざまな取り組みを進め、1人1日当たり家庭ごみの排出量716g、リサイクル率13.1%という計画目標を達成することができた。

しかし、計画策定後8年を経過し、より一層のごみ減量やリサイクルに取り組むため、今後15年間のごみ減量施策や資源品目の拡大によるリサイクルの推進方策、老朽化しているごみ処理施設のあり方などについての「ごみ処理基本計画」に、生活排水の適正処理を目指す「生活排水処理基本計画」を加え、循環型社会の構築を目指す「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画（以下、本計画という。）」を策定するものである。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国の「第二次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月）」、北海道の「廃棄物処理計画（平成22年3月改定予定）」、市の最上位計画である「第5次基本計画（平成20～29年度）」に基づいて策定した。

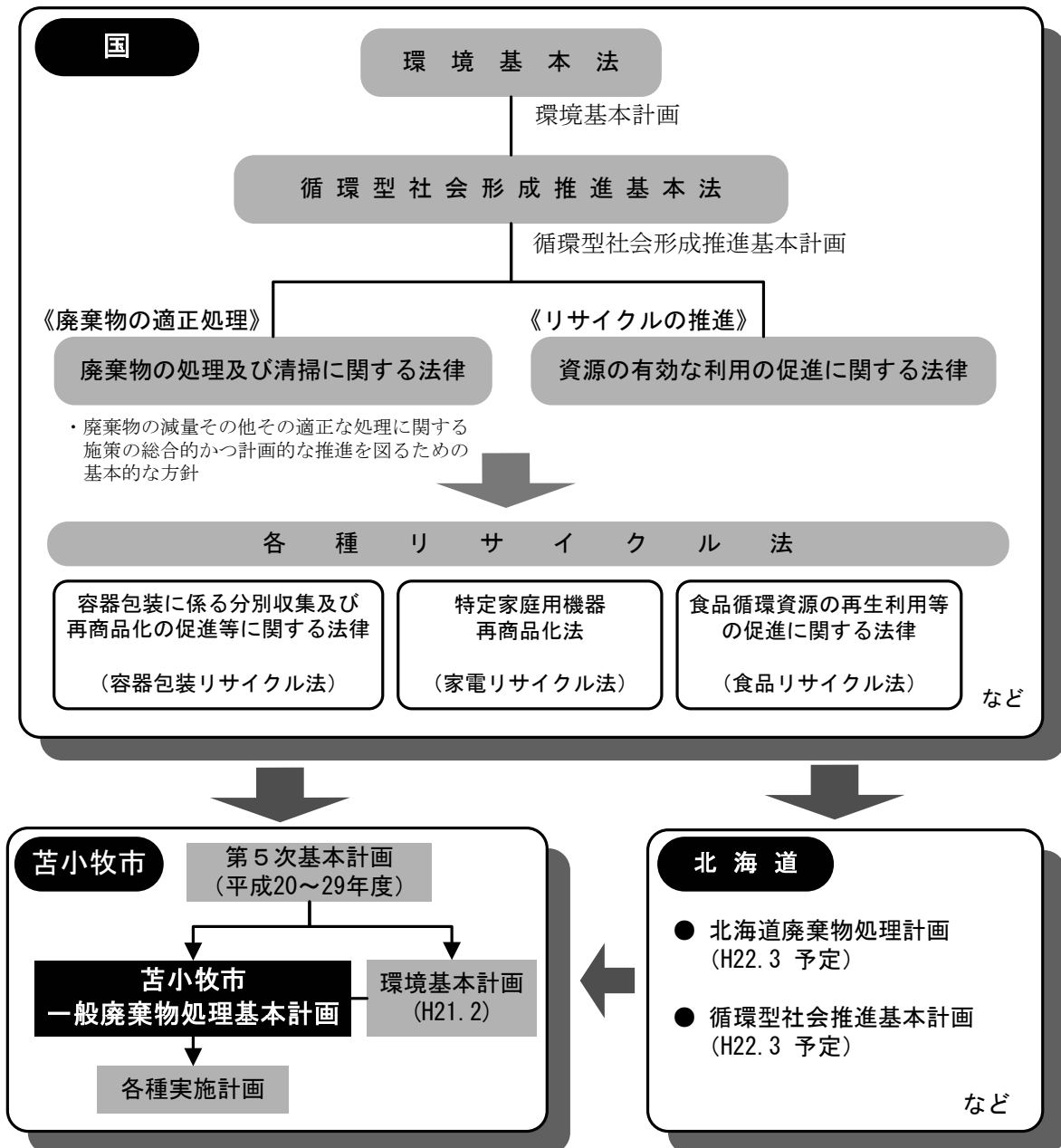
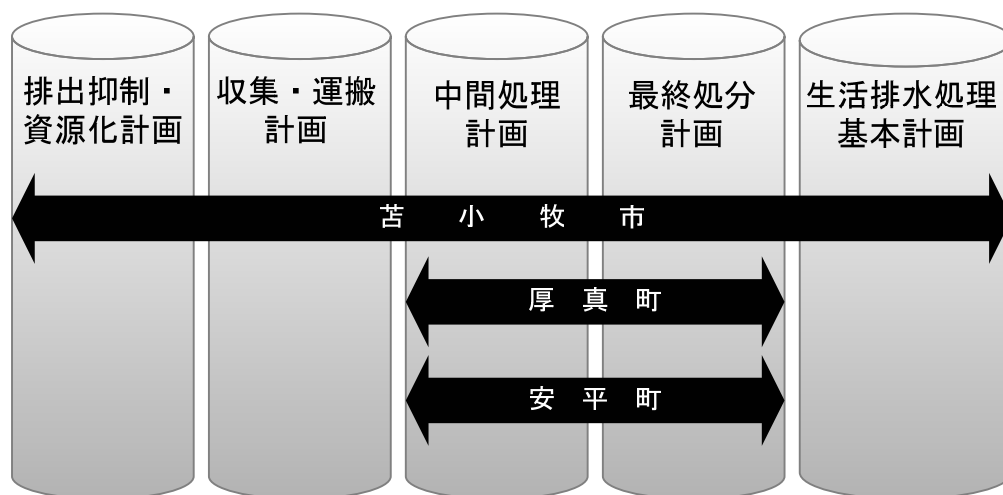


図 1-1 計画の位置づけ

第3節 計画対象地域

本計画を構成する各種計画の対象地域は苫小牧市全域とするが、広域処理協定により厚真町、安平町の廃棄物を本市の中間処理施設、最終埋立処分場に搬入しているため、「中間処理計画」及び「最終処分計画」には、厚真町及び安平町を含むものとする。

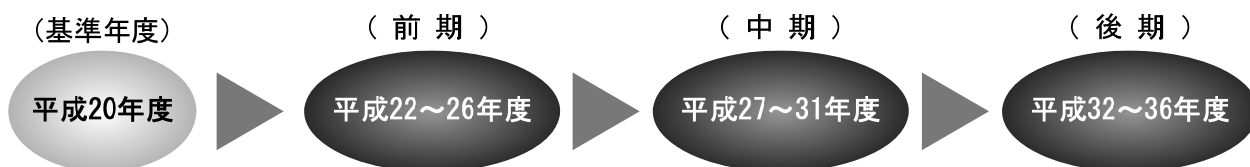


第4節 計画期間

本計画の計画期間は、平成22年度を計画初年度、平成36年度を計画目標年度とした15年間の計画とし、平成22年度から平成26年度までを前期、平成27年度から平成31年度までを中期、平成32年度から平成36年度までを後期とする。

なお、本計画は、計画の進捗状況等について適時評価し、おおむね5年ごとに改定する。

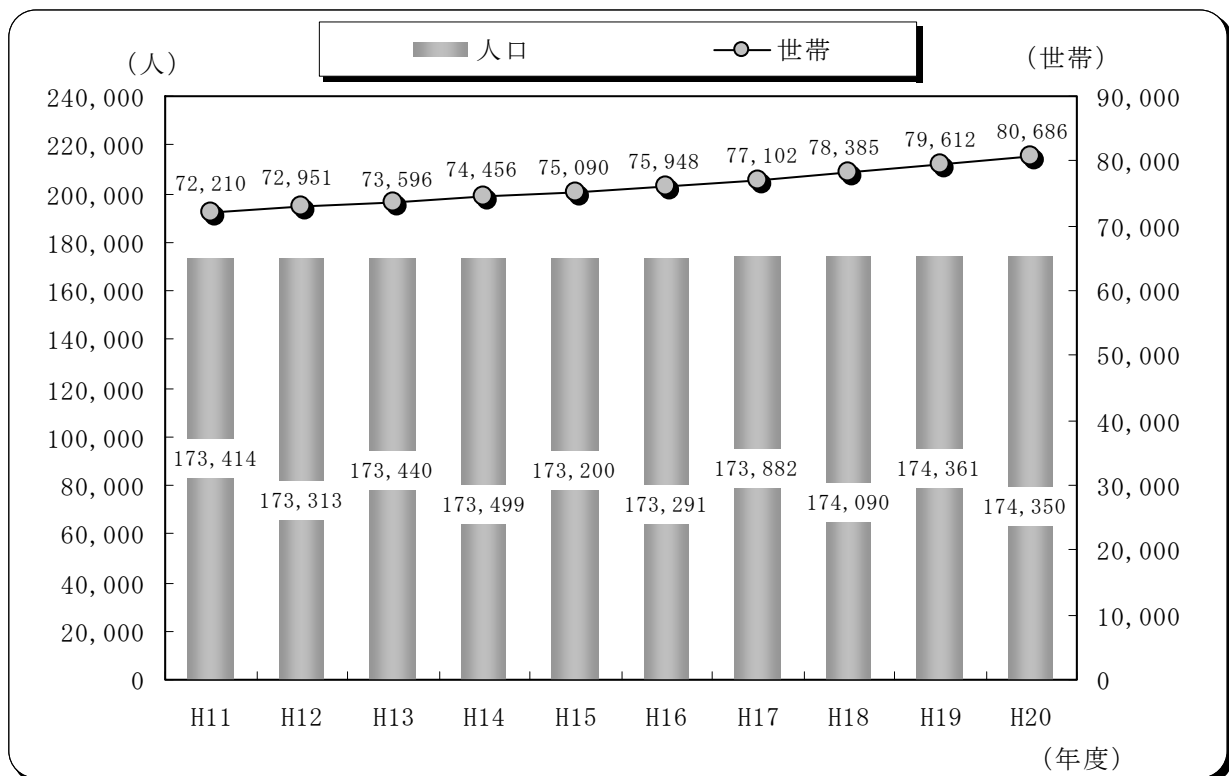
また、計画策定の前提となる諸条件に大幅な変化があった場合には、見直しを行うものとする。



第2章 地域の概況

第1節 人口及び世帯数の推移

人口は過去10年間おおむね17.4万人程度で推移しているが、世帯数は年々増加している。平成20年9月末現在の人口は174,350人、世帯数は80,686世帯となっている。



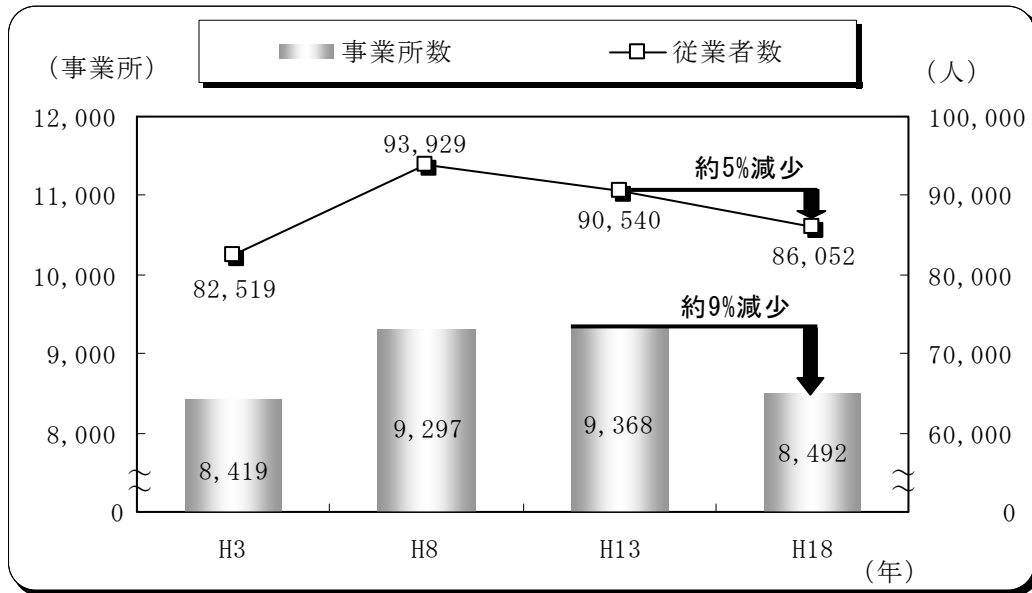
出典：各年度9月末現在人口及び世帯（人口には、外国人登録者数を含む）

図 2-1 人口及び世帯数の推移

第2節 事業所数及び従業者数の推移

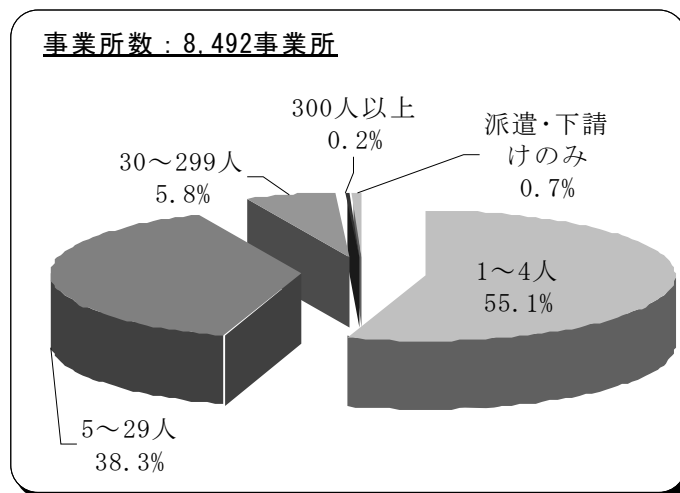
事業所数は、平成8年から13年にかけて若干増加したが、18年には減少に転じ、13年に比べ約9%減少し、8,492事業所となっている。従業者規模別の割合をみると、1～4人の小規模事業者が、55.1%と半数以上を占めている。

また、従業者数は、平成13年から18年にかけて約5%減少し、86,052人となっている。



出典：事業所・企業統計調査

図 2-2 事業所数及び従業者数の推移



出典：平成18年事業所・企業統計調査

図 2-3 事業所の従業者規模別内訳（平成18年）

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状及び課題

1 用語の定義

本計画では、家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」、事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物を除くごみを「事業系ごみ」と呼ぶ。

家庭ごみと事業系ごみを合わせたごみを「ごみ排出量」、これに集団回収等を合わせたごみを「ごみ総排出量」とする。

なお、事業所独自の処理やリサイクル、家庭での生ごみの減量化などの自家処理などを行っているものを「潜在ごみ」とし、「ごみ総排出量」と合わせて「ごみ発生量」とするが、潜在ごみ量の把握が困難なため、目標設定等の合計量には含めないものとする。

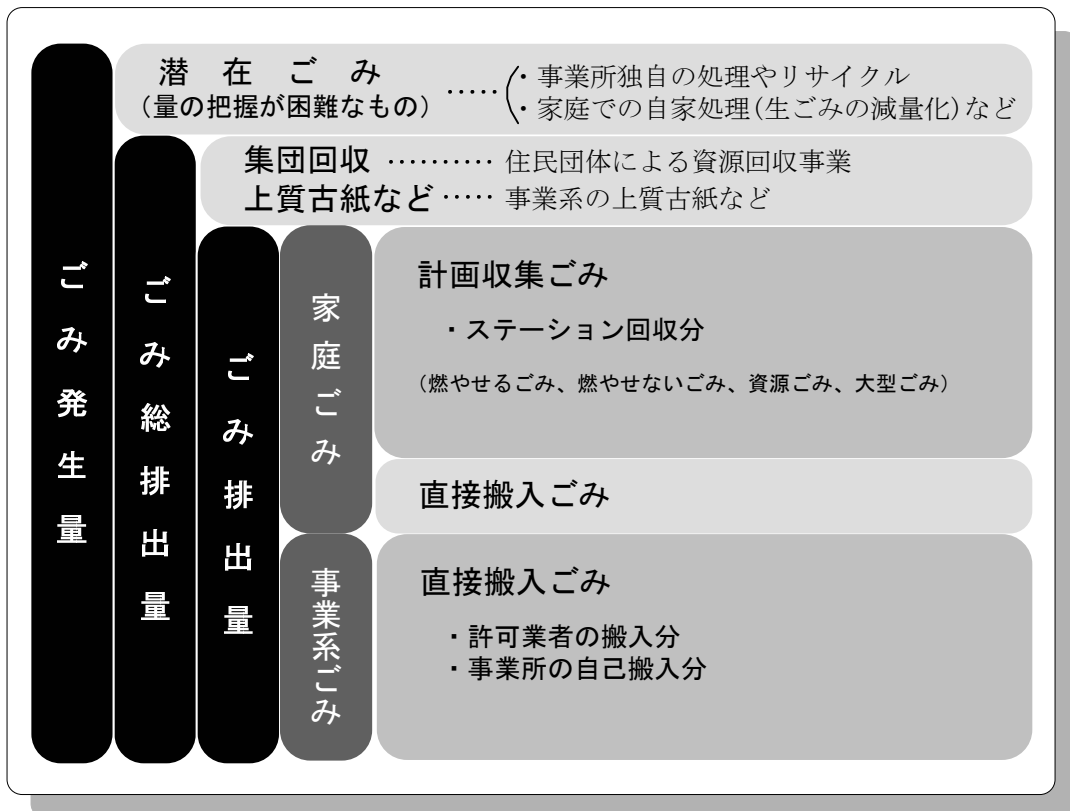


図 3-1 用語の定義

2 ごみ処理・処分の主な流れ

燃やせるごみは、沼ノ端クリーンセンター及び糸井清掃センターの2施設で焼却処理され、焼却灰などは埋立処分されている。なお、両施設とも余熱を利用して発電を行っており、沼ノ端クリーンセンターでは余剰電力を売却している。

燃やせないごみと大型ごみは、沼ノ端クリーンセンターの破砕処理施設へ搬入され、再利用できる家具等は、併設しているリサイクルプラザ苦小牧にて補修後、市民へ循環リサイクルされている。なお、破砕後の可燃物は沼ノ端クリーンセンターで焼却され、不燃物は柏原理立処分場に埋め立てされる。金属類は民間業者に売却し再生利用されている。

また、資源物は、資源化センターへ搬入され、選別後民間事業者で再生利用されている。

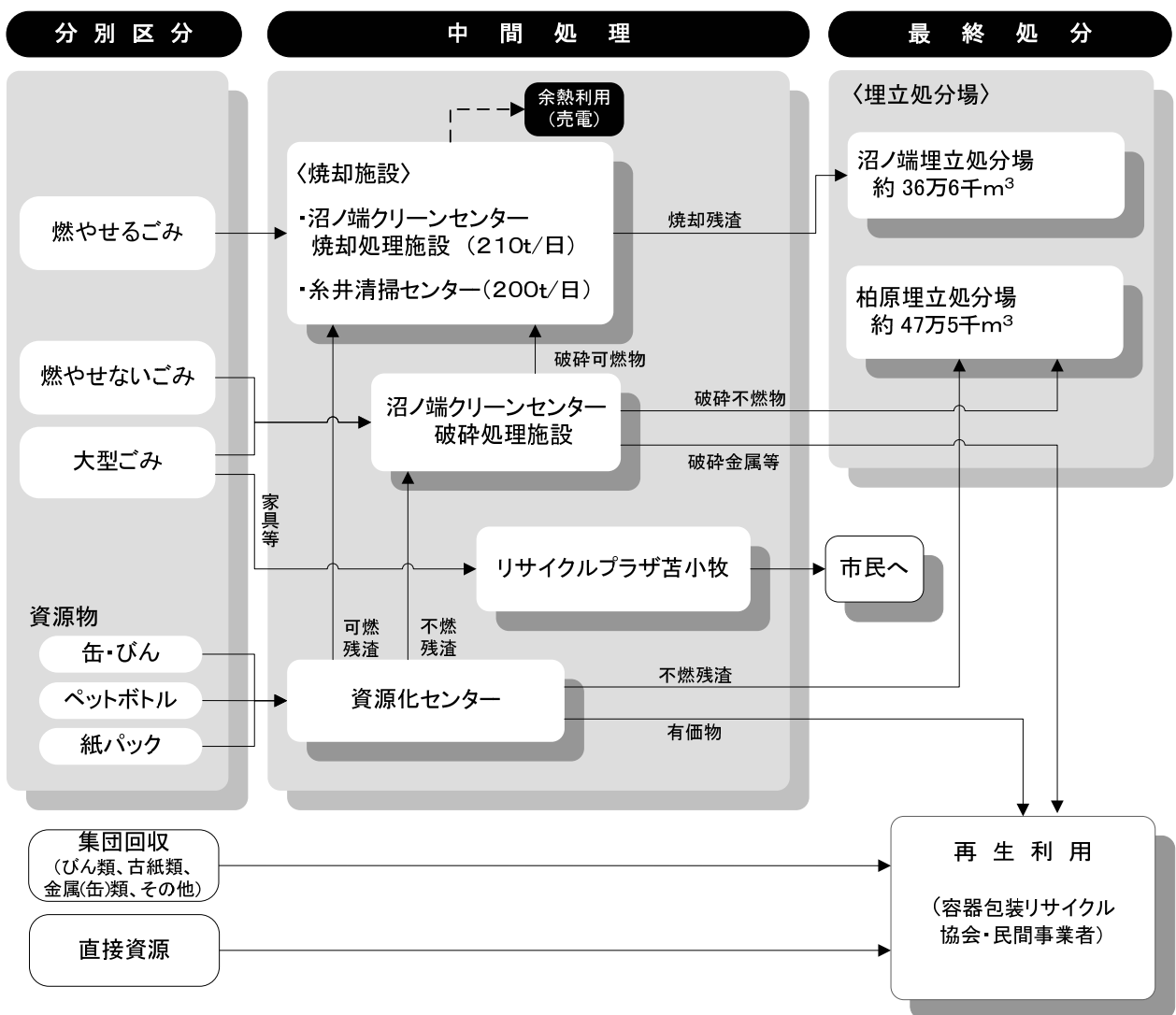


図 3-2 本市のごみ処理・処分の流れ (平成 20 年度)

3 ごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量の推移

ここ5年間のごみ排出量は減少傾向にあり、平成20年度のごみ排出量は73,473 tで、家庭ごみが44,630 t、事業系ごみが28,843 tとなっている。

平成16年度のごみ排出量に比べ16,244 t、18.1%の減少となっており、家庭ごみで3,608 tの7.5%、事業系ごみで12,636 tの30.5%の減少となっている。

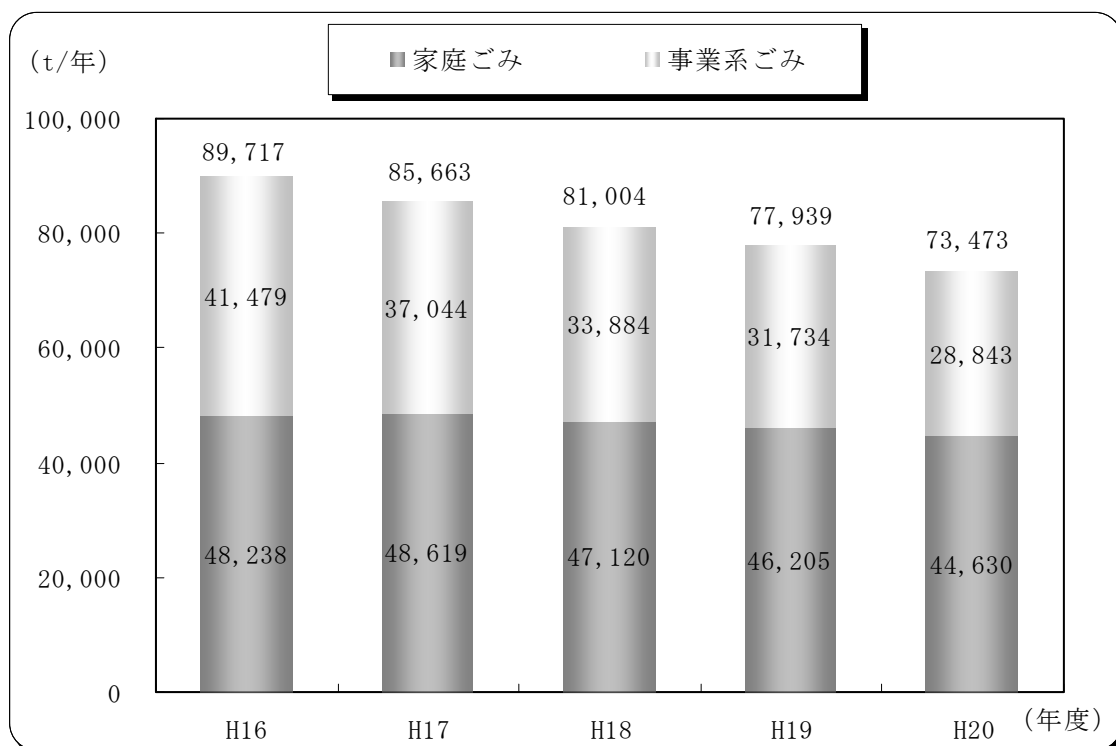


図 3-3 ごみ排出量の推移

(2) 種類別ごみ排出量の推移

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物は減少傾向にあり、大型ごみは微増傾向にある。

平成 20 年度での実績を 16 年度と比較すると、燃やせるごみは 9,418 t、13.1%、燃やせないごみは 6,905 t、46.1%、資源物は 161 t、7.1% と減少し、大型ごみは 240 t、42.2% 増加、となっている。

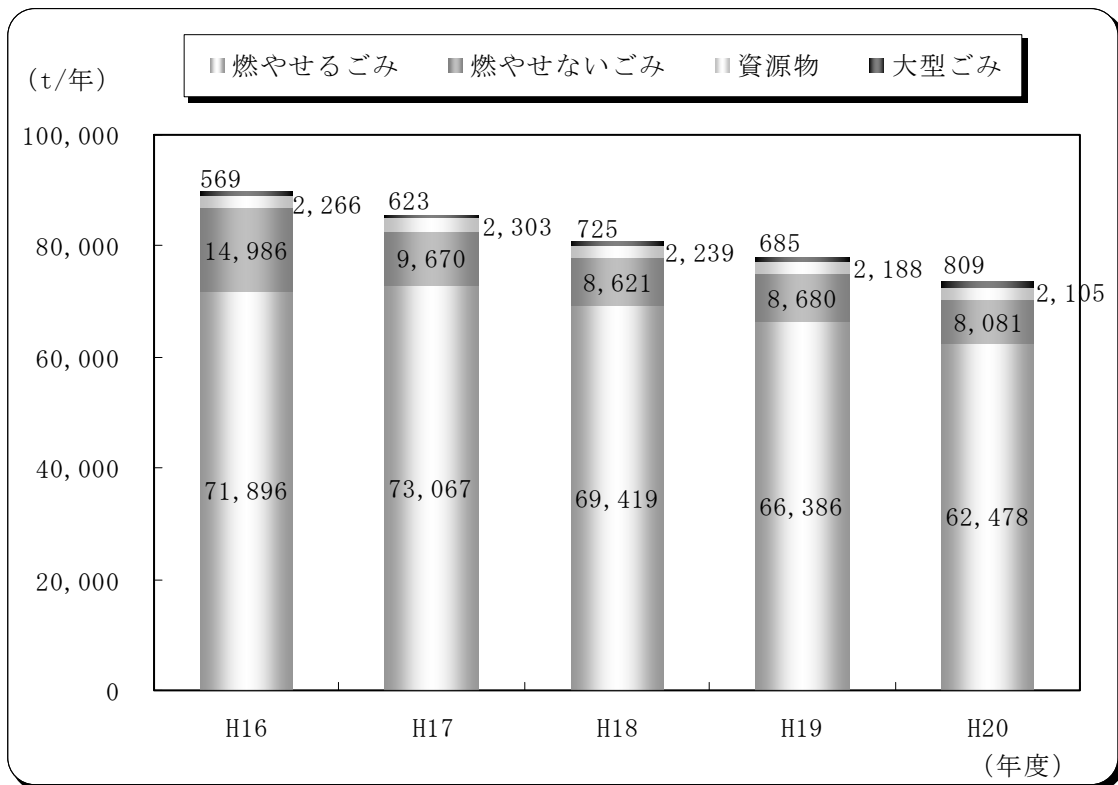
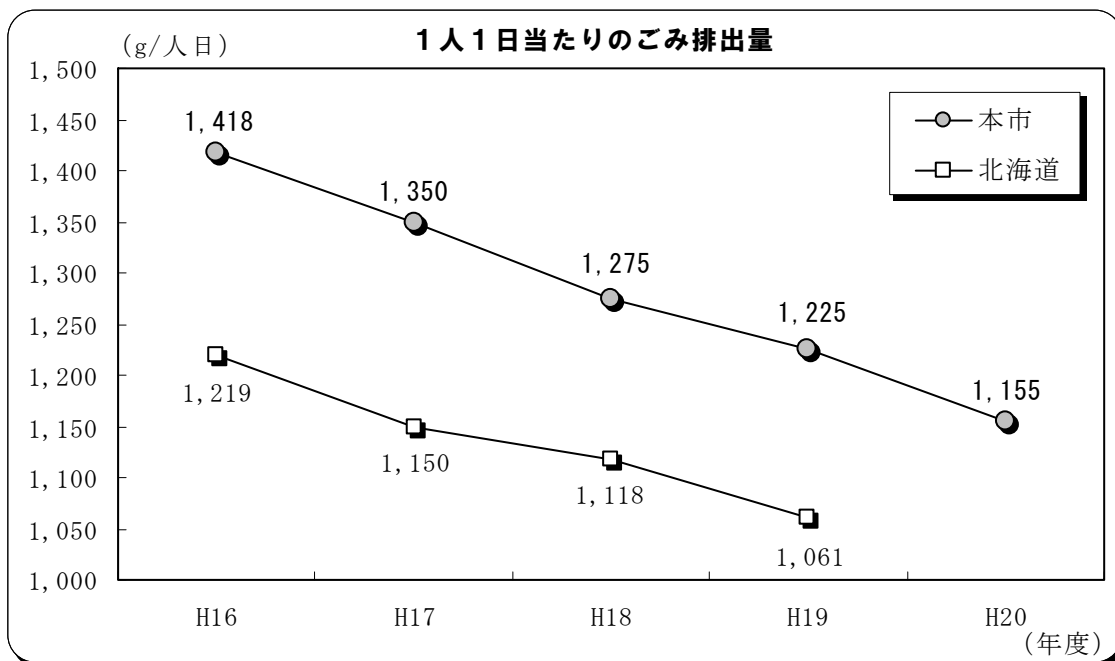


図 3-4 種類別ごみ排出量の推移

(3) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

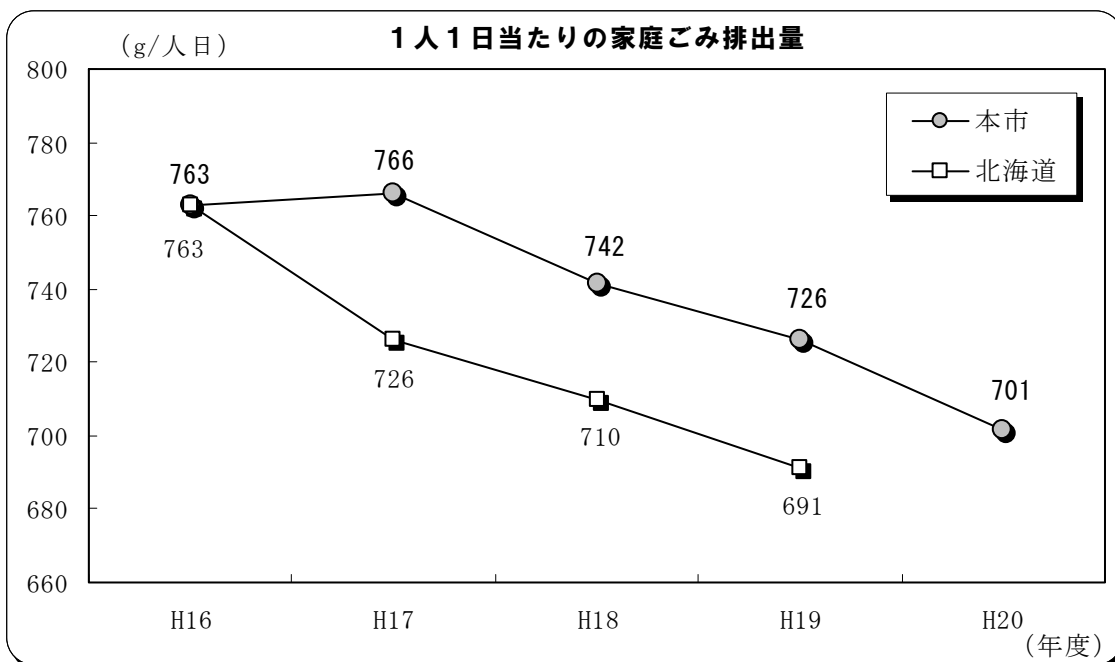
ごみ排出量の減少に伴い、ここ5年間の事業系ごみを含む1人1日当たりのごみ排出量も減少してきており、平成20年度では1,155gと16年度より263g減少している。

なお、家庭ごみだけでは62g減少の701gとなっているが、平成19年度の北海道平均の691gに比べ、上回っている。



出典：本市：苫小牧市資料、北海道：「一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)」より算出

図 3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移（本市及び北海道）



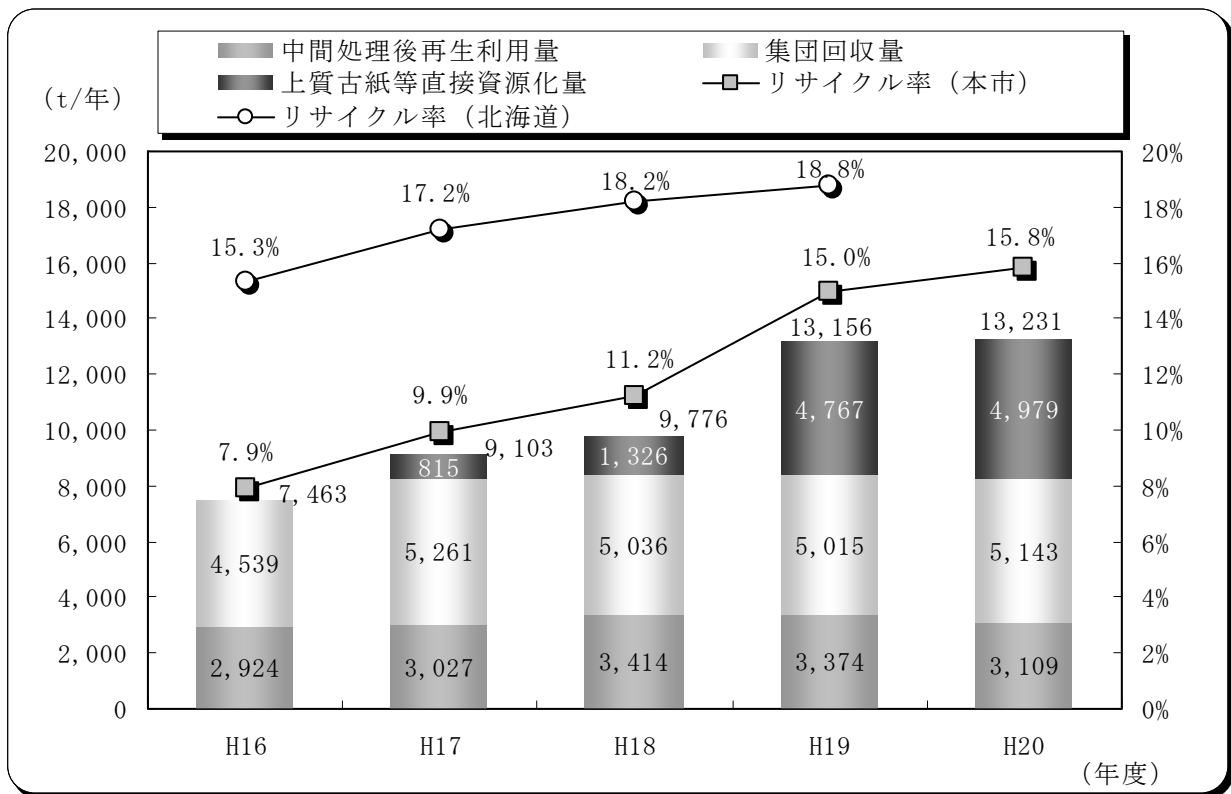
出典：本市：苫小牧市資料、北海道：「一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)」より算出

図 3-6 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移（本市及び北海道）

(4) 資源化量及びリサイクル率の推移

資源物や燃やせないごみとして収集され資源化された中間処理後再生利用量や、集団回収量、事業系の上質古紙などの直接資源化量からなる総資源化量は、この5年間増加してきており、平成20年度は13,231tと16年度の約1.8倍となっている。

これに伴い、リサイクル率も平成20年度は15.8%となり、16年度の7.9%に対し2倍の伸びとなっている。



出典：苫小牧市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3-7 資源化量及びリサイクル率の推移

(5) ごみの組成分析

平成 20 年度に実施した家庭ごみの組成分析結果を見ると、燃やせるごみの組成割合としては、生ごみが 40.5%、紙類が 35.6% と全体の 4 分の 3 を占めており、紙類のうち雑誌・新聞紙類が 2.6%、上質古紙・チラシが 3.1% となっている。また、燃やせないごみの組成割合では、プラスチック類が 57.2% と半分以上を占めており、そのうち 17.8% がプラスチック製容器包装となっている。さらに、20.8% を占めるガラス類のうち 18.7% が資源物であるびん類となっている。

また、平成 18 年度に実施した事業系ごみの燃やせるごみの組成分析結果では、紙類が 56.4% と半分以上を占めており、そのうち雑誌・新聞紙が 4.7%、上質古紙・チラシが 4.8%、段ボールが 7.8% となっている。

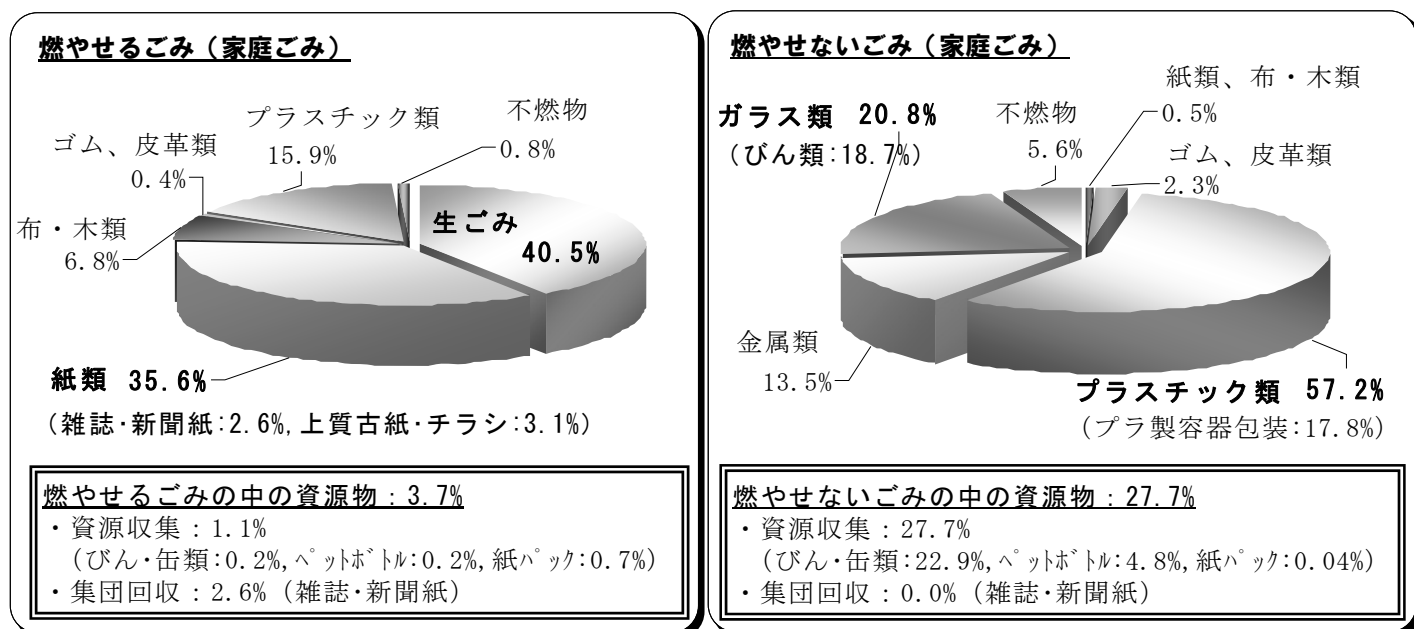


図 3-8 家庭ごみの燃やせるごみ及び燃やせないごみの組成割合 (平成 20 年度調査)

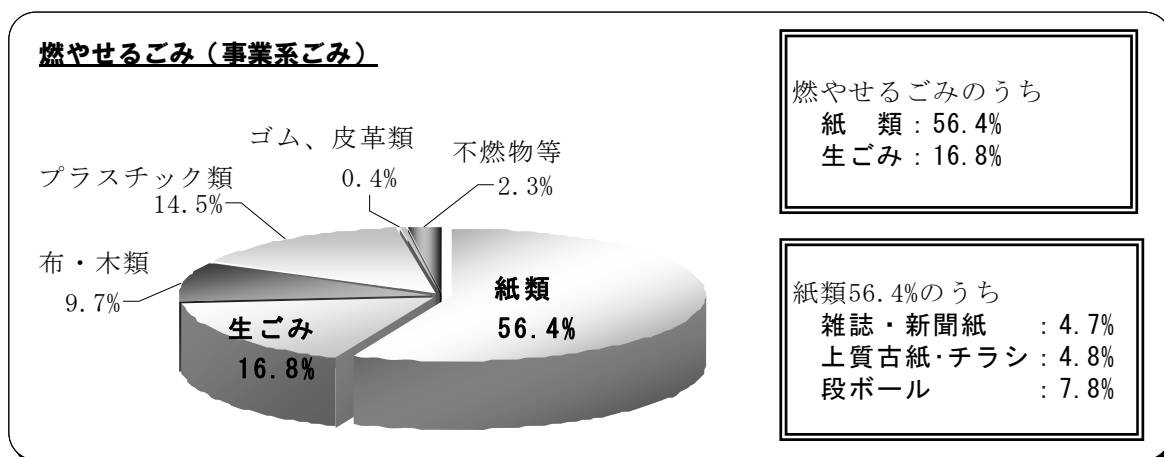


図 3-9 事業系ごみの燃やせるごみの組成割合 (平成 18 年度調査)

4 ごみ減量化・資源化施策の現状

(1) 生ごみの減量化

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化・資源化を図るため、①生ごみ堆肥化容器（コンポスト）、②電動生ごみ処理機の購入者に対する助成や、③段ボールコンポストの配布を行っている。

① 生ごみ堆肥化容器（コンポスト）

燃やせるごみの4割を占める生ごみの減量・資源化の有効な方策として、各家庭での堆肥化を進めるため平成4年度から助成を開始しており、購入を希望する市民に対し3,000円を上限として1世帯2個まで助成している。また平成21年度からは、EM菌を活用した密閉式の堆肥化容器も助成対象に加えた。

② 電動生ごみ処理機

平成13年度から実施しており、10,000円を上限に1世帯1台に対し助成している。

③ 段ボールコンポスト

家庭で手軽にできる生ごみの堆肥化として、段ボール箱を利用した容器の無償配布を平成14年度から実施し、普及拡大に取り組んでいる。

表 3-1 助成・配布台数の推移

単位：個または台

		H16	H17	H18	H19	H20
生ごみ堆肥化容器	助成数	52	43	67	209	135
	累計数	7,082	7,125	7,192	7,401	7,536
電動生ごみ処理機	助成数	25	19	29	31	31
	累計数	119	138	167	198	229
段ボールコンポスト	配布数	139	10	153	151	41
	累計数	245	255	408	559	600
累計総数		7,446	7,518	7,767	8,158	8,365

(2) 集団回収事業

ごみの減量、資源化を全市的な運動とすることを目的に「苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会」を設立し、市民の集団回収活動が効率よく行われるよう情報提供や回収団体の拡大を行っているほか、リサイクルに対する認識を深めるため再資源化企業の視察研修などを実施している。

町内会など地域住民による集団回収事業は、ごみ減量・リサイクルに非常に有効な手段と考えられることから、登録団体に対し、平成19年度にリサイクルハウス設置助成事業（助成率9/10）を、20年度には資源回収団体奨励金制度を創設し支援してきた。この結果、登録団体数は19年度の138団体から20年度は184団体と大幅に増加したが、回収量は5,015tから5,143tと微増にとどまっている。

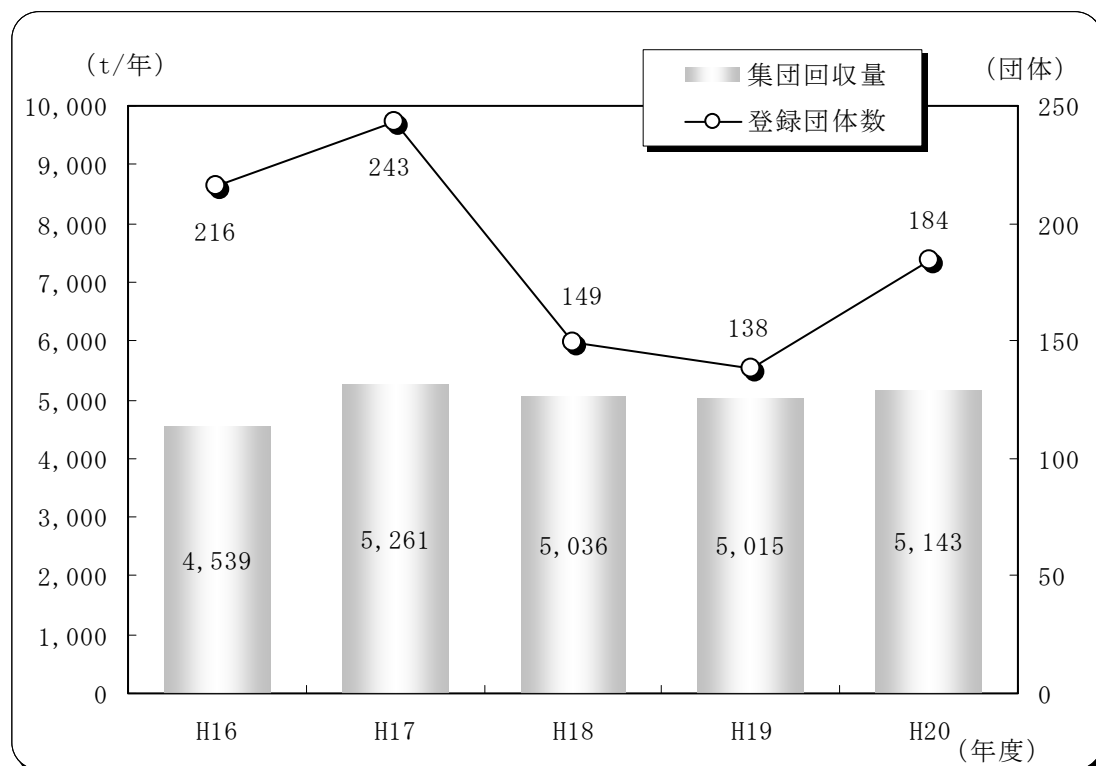


図 3-10 集団回収量及び登録団体数の推移

(3) 上質古紙回収事業

事業所等から排出されるOA紙などの上質古紙は、分別や秘密保持等の点からなかなかリサイクルされない状況にあった。このため、上質古紙を効率よく分別、回収するシステムを推進し、リサイクルに関する啓発を行うことを目的に、事業所・団体・行政からなる「苫小牧上質古紙リサイクル推進会議」を設置し、上質古紙のリサイクルを行っている。

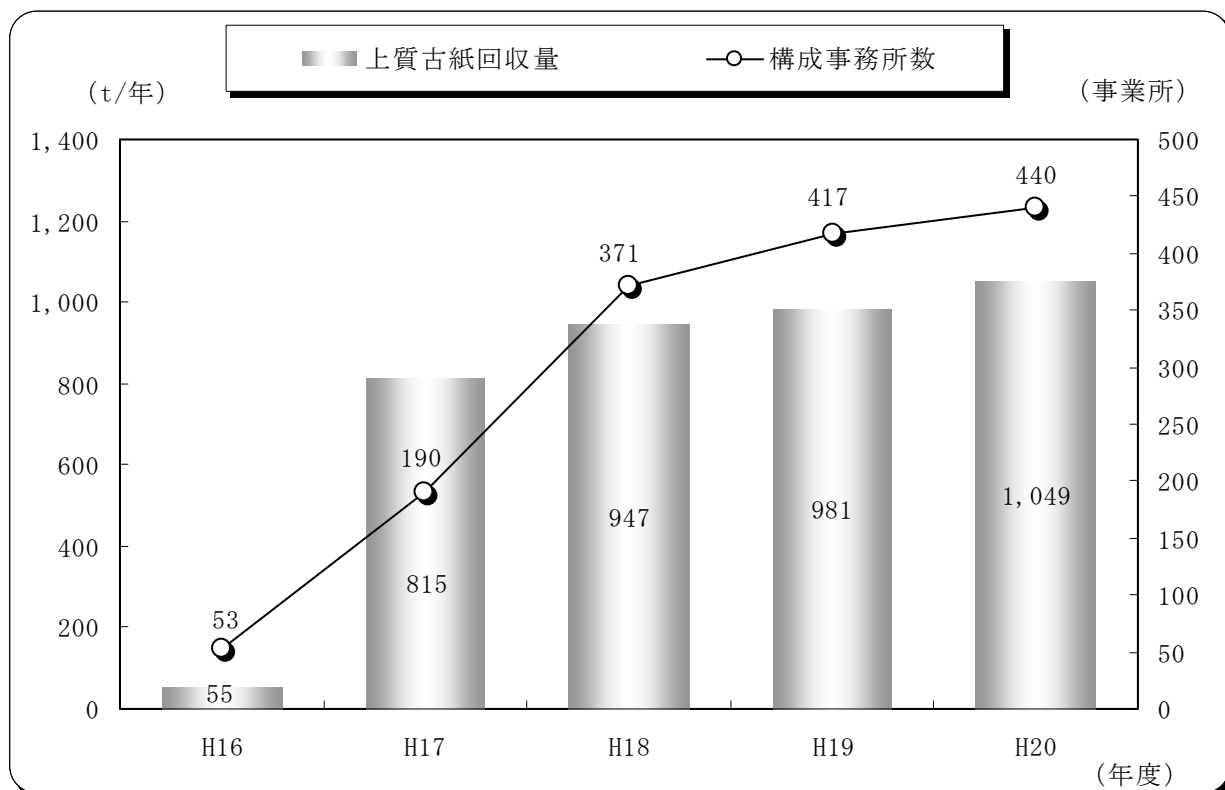


図 3-11 上質古紙回収量及び構成事務所数の推移

(4) レジ袋削減に関する協定締結

レジ袋の無料配布中止・有料化は、市民が簡単にできるリデュース（発生抑制）の取り組みであることから、平成 20 年 5 月に事業者・苫小牧消費者協会・苫小牧市の三者による「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を、北海道で初めて 8 社、25 店舗と協定を締結した。

(5) ごみ減量・リサイクルに対する意識の啓発

本市の郵便番号「053」を「ゼロごみ」と読み、平成19年度には「053（ゼロごみ）大作戦」をまちぐるみで実施し、一定の成果が上がり、ごみ減量の意識を高めている。

広報とまこまいを活用した情報提供や町内会でのクリーン懇談会の開催、出前講座などを通じ、減量とリサイクルの啓発に努めるとともに、環境教育の一環として、幼児向けの出前講座や小学生・中学生向けの副読本を作成するなど啓発を図っている。

(6) エコストア認定制度

マイバック持参運動や簡易包装の推進など、環境に配慮している店舗をエコストアとして認定し広く市民に周知することにより、循環型社会の構築に向け環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的として実施している。

(7) その他の資源化事業

① 廃食油のリサイクル

家庭から排出される廃食油について、平成19年11月から大型スーパーなどに拠点を置き、市内の社会福祉法人で回収し、車両用代替燃料（BDF）としてリサイクルしている。なお、リサイクルされた代替燃料は、市の塵芥車にも使用している。

② 使用済み割り箸のリサイクル

平成19年6月から、各種イベント時や市役所内などで排出される使用済み割り箸を回収し、市内の製紙会社で原料として再生利用している。

③ 古着・古布のリサイクル

平成21年度から、家庭から排出される古着・古布の拠点回収を始めた。回収後、選別を行い道内にあるウエス製造業者へ搬送しリサイクルしている。

④ リサイクルプラザによる啓発事業

リサイクルプラザ苫小牧では、大型ごみとして排出された家具や自転車などの修理・提供をするとともに、紙すきや廃食油からの石鹸づくりなどの講座の開設、リサイクルに関する情報の提供などを行っている。

5 収集・運搬の現状

(1) 家庭ごみの分別区分

平成 22 年 4 月からの家庭ごみの分別区分は、表 3-2 に示すように、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、大型ごみの 4 種類 11 分別となっているほか、廃食油、古着・古布については市内に拠点を設けて回収している。

表 3-2 家庭ごみの分別区分（平成 22 年 4 月予定）

分別区分		収集頻度	具 体 例
燃やせるごみ		週 2 回	台所のごみ, 紙類・紙おむつ, ぬいぐるみ, 草・木類
燃やせないごみ	燃やせないごみ	月 2 回	金属類, 人工皮革, おもちゃ, せともの類, ガラス類, 電球類, 文具・学用品
	電池・体温計		乾電池, 水銀式体温計
	ガス缶類		ガス缶
	ブロック・レンガ類		ブロック・レンガ類
	鉄製の工具類等		チェーンワイヤー, 鉄アレイ等
資源物	缶・びん	月 2 回	空き缶, 空きビン
	ペットボトル		飲料用・しょうゆ・酒用
	紙パック		牛乳・飲料水・酒類
	プラスチック	週 1 回	カップ・パック・トレイ類, ボトル・チューブ・キャップ類, 袋・フィルム・ラベル類, 網・ネット類, 発泡スチロール・緩衝材, その他プラスチック
大型ごみ		随時・戸別	電気製品(家電 4 品目以外)や家具 (50cm~2m 以下, 重さ 100kg 未満)

(2) 収集運搬体制

平成 10 年度から燃やせるごみ・燃やせないごみの一部、及び市内全域の資源物（缶、びん）の民間委託を開始し、13 年度には資源品目拡大（ペットボトル）を行った。14 年度には、大型ごみの民間委託を行い、その後、順次民間委託を拡大し、市内全域の燃やせるごみ・燃やせないごみ、資源物、大型ごみの収集運搬は、全面民間委託となる。

なお、平成 22 年度より開始するプラスチックの収集運搬は当面直営で行う。

6 中間処理及び最終処分の現状

(1) 廃棄物処理施設の現状

燃やせるごみの処理施設としては、1日105tの焼却炉2炉を有する沼ノ端クリーンセンターと、1日200t焼却できる糸井清掃センターがあり、焼却灰は、沼ノ端埋立処分場で埋め立てしている。

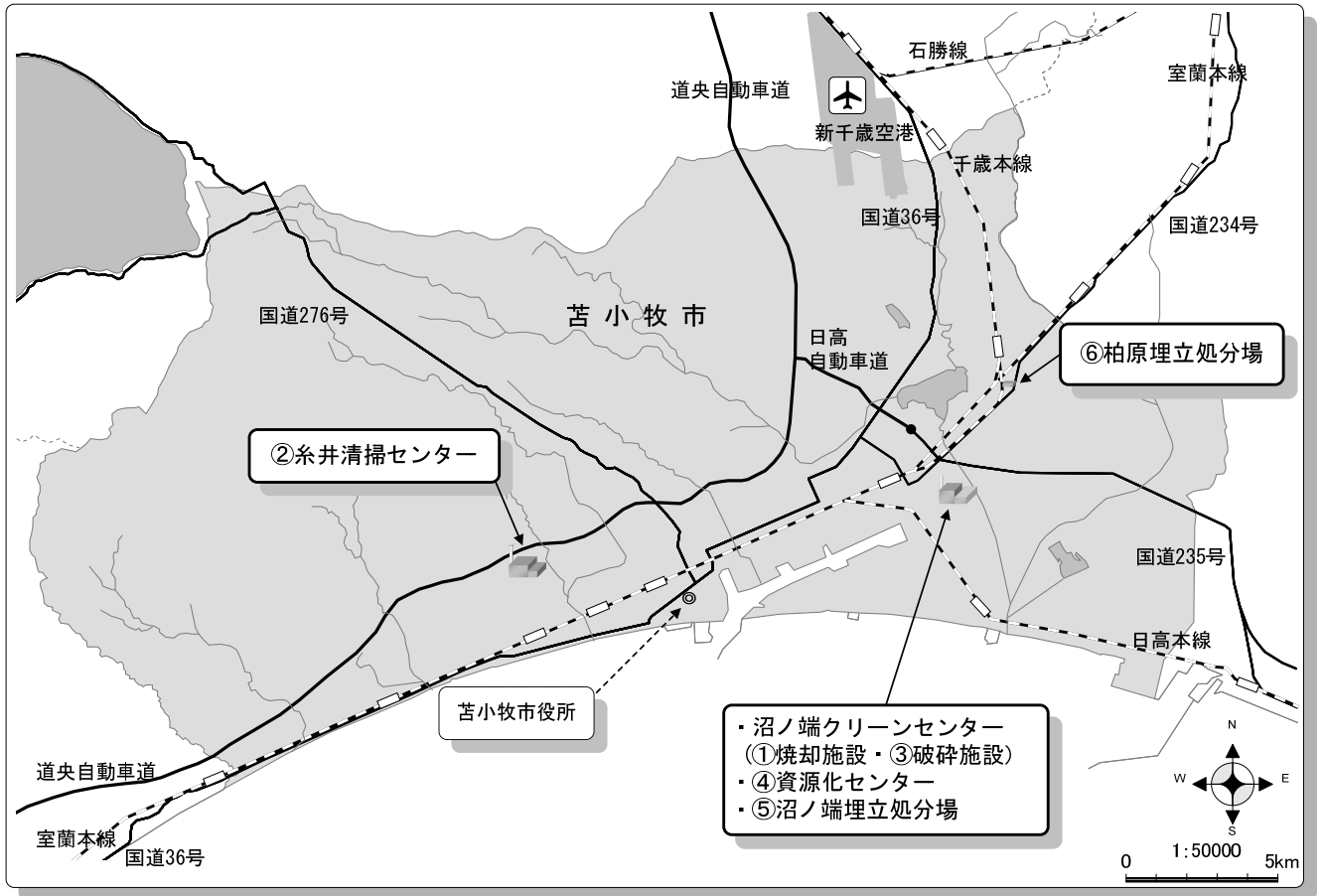
燃やせないごみや大型ごみは、沼ノ端クリーンセンターで破碎し、資源化できる金属類を選別した後、破碎不燃物は柏原埋立処分場で埋め立てしている。

また、資源物として収集している缶・びん・ペットボトル・紙パックを、選別・圧縮梱包・保管する施設として、資源化センターが整備されている。

なお、平成22年4月から資源収集するプラスチックの中間処理（選別、圧縮梱包）は、民間事業者へ委託する。

表 3-3 本市の廃棄物処理施設（一覧）

施設種類	施設名称	所在地	竣工	施設規模	主な処理対象物	
①	焼却処理	沼ノ端クリーンセンター	字沼ノ端2番地の25	H11.3	105t/日×2炉	・燃やせるごみ
②		糸井清掃センター	字糸井402番地の4	S57.8	200t/日	
③	破碎処理	沼ノ端クリーンセンター	①に同じ	H11.3	75t/5h	・燃やせないごみ ・大型ごみ
④	選別 圧縮梱包 保管	資源化センター	①に同じ	H13.3	11.15t/日	・アルミ缶 ・スチール缶 ・ガラスびん ・ペットボトル ・紙パック
⑤	埋立処分	沼ノ端埋立処分場	①に同じ	H11.3	(埋立容積) 365,700m ³	・焼却灰
⑥		柏原埋立処分場	字柏原13番地 ・221番地	S60.10	(埋立容積) 474,638m ³	・不燃物



注) 図注の番号は、表 3-3 における番号。

図 3-12 廃棄物処理施設 (位置図)

(2) 中間処理量の推移

① 焼却処理量の推移

焼却処理量の推移は図 3-13 に示すとおりであるが、ごみ排出量の減少に伴い焼却処理量も減少してきており、平成 20 年度の処理量は 70,762 t と、16 年度の 81,322 t に比べ 13.0% 減少している。

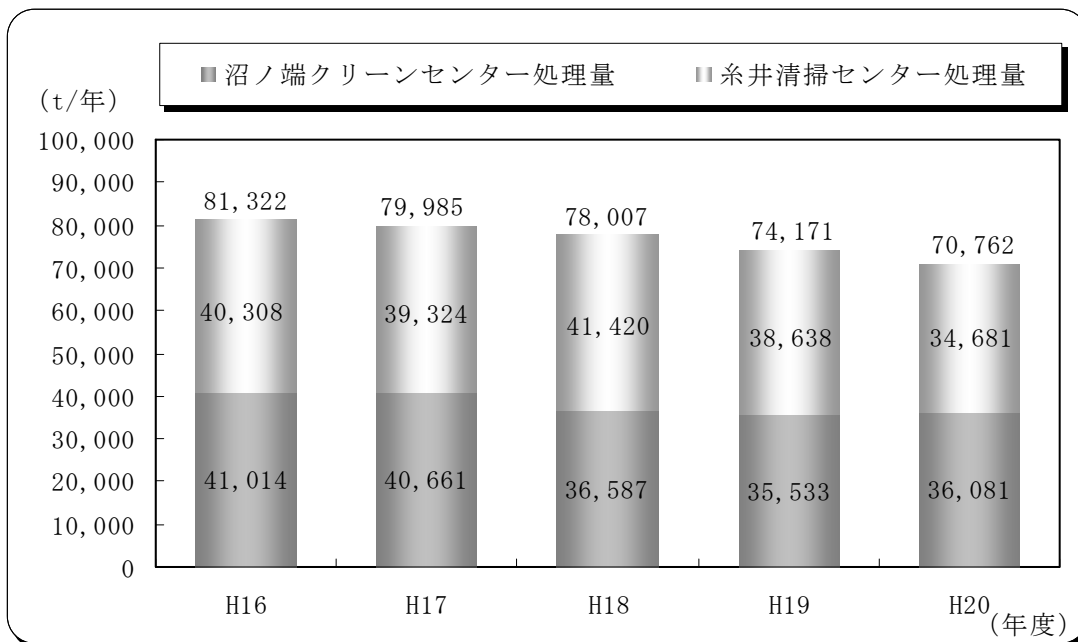


図 3-13 焼却処理量の推移

② 破碎処理量の推移

焼却処理量は図 3-14 に示すとおり、平成 20 年度の処理量は 7,046 t で 16 年度の 8,410 t に比べ 16.2% の減少となっている。また、破碎処理する際に、鉄類・アルミ類の有価物については選別回収し、資源化している。

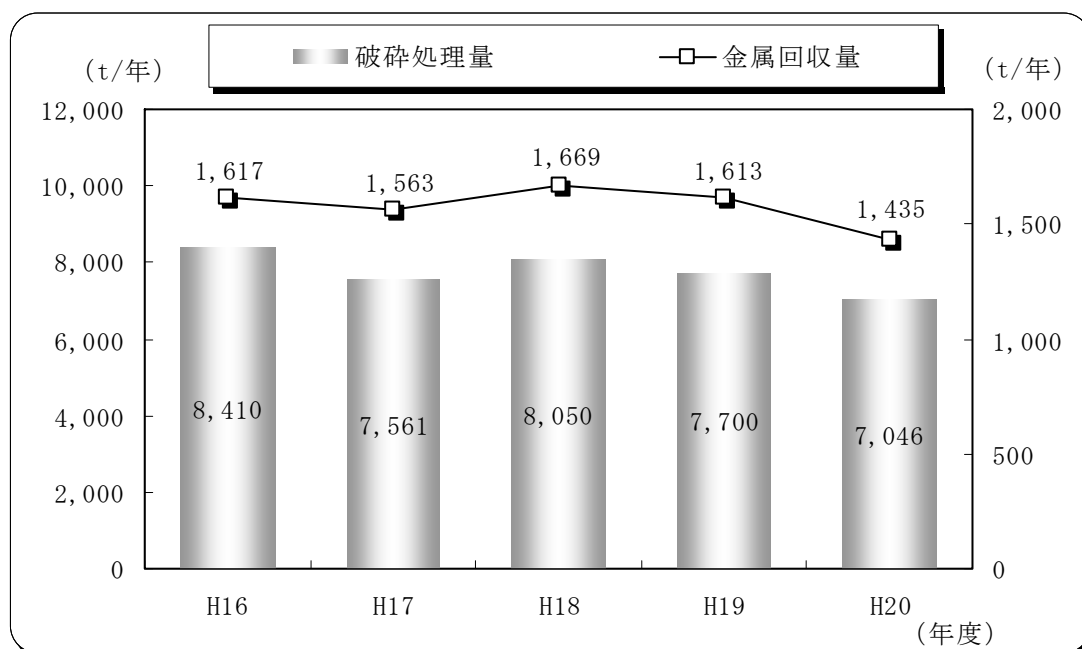


図 3-14 破碎処理量及び金属回収量の推移

③ 資源選別処理量の推移

平成 20 年度の本市と広域を合わせた搬入量及び本市の出荷量は、図 3-15、図 3-16 に示すとおりで、出荷量は 2,105 t、製品出荷量は 1,674 t となり、出荷率は 79.5% となっている。

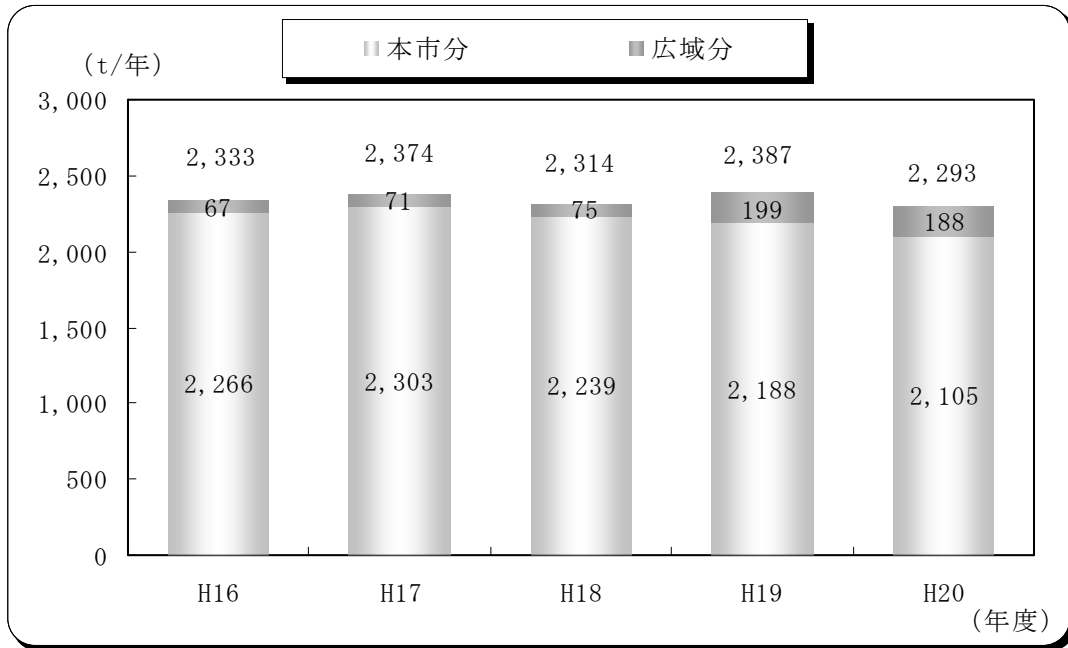


図 3-15 資源化センターへの搬入量の推移

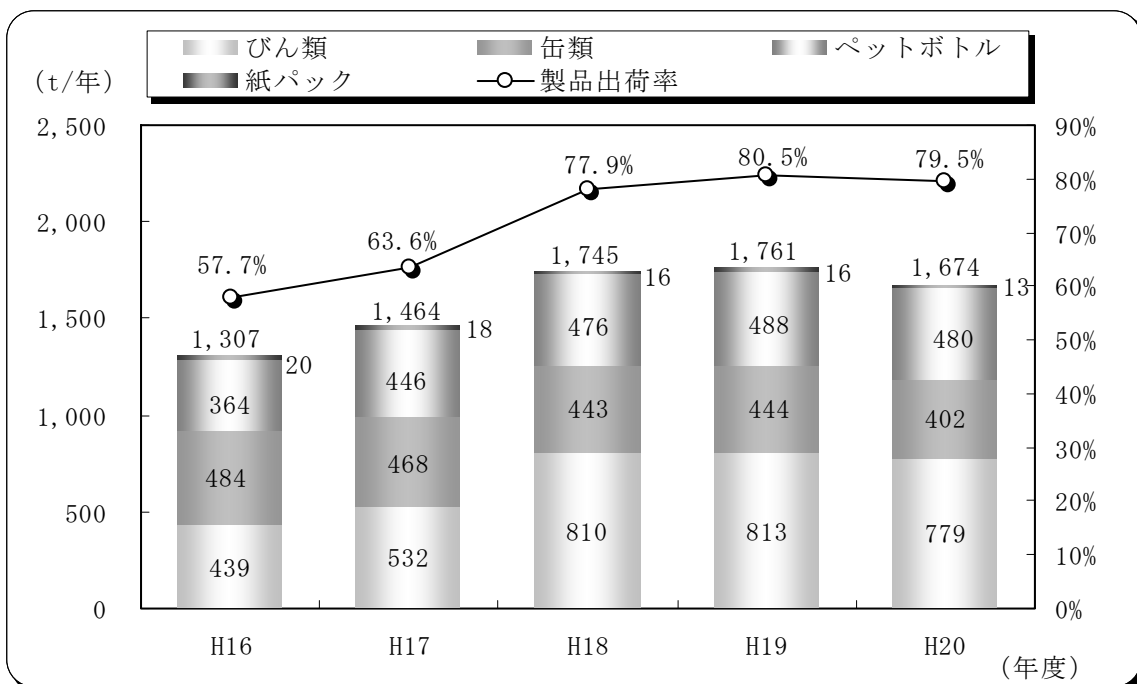


図 3-16 資源別製品出荷量及び製品出荷率の推移 (本市分)

(3) 最終処分量の推移

埋立処分量は、平成 17 年度よりごみの減少に伴い減少傾向であるが、17 年度に事業者への適正排出の指導強化を行った結果、柏原物理立処分場の処分量が前年より 5,477t、48% 減少した。

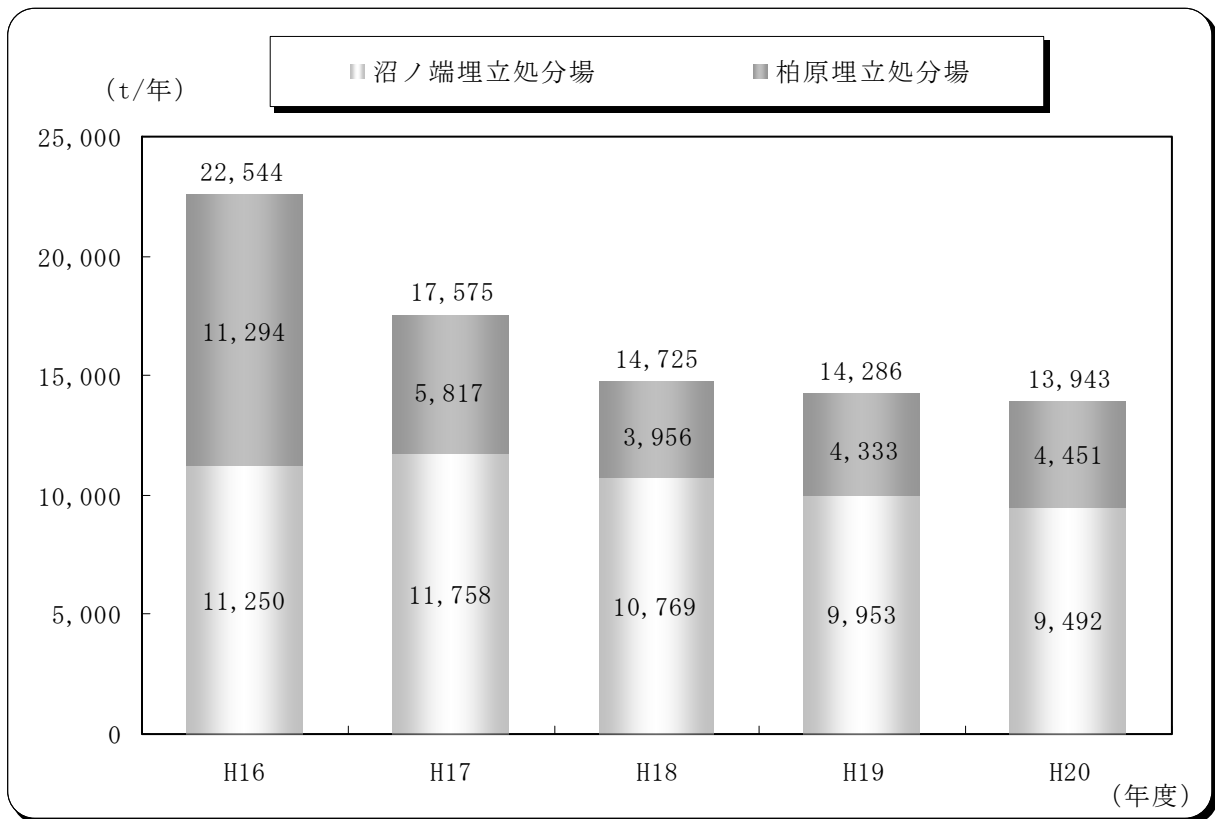


図 3-17 最終処分量の推移

7 ごみ処理経費の推移

(1) 年間ごみ処理経費の推移

収集運搬から焼却破碎処理・資源化处理・埋立処分に要するごみ処理経費は図 3-18 に示すとおりである。

平成 16 年度は 30 億円近い処理経費を要していたが、18 年度以降、収集運搬の民間委託の拡大などのほか、焼却施設の起債償還額の減などにより、20 年度は約 23 億 4 千万円と、16 年度より約 20% 経費は減少している。

ごみ処理経費の内訳では、破碎焼却処理が最も経費がかかっており、平成 20 年度経費全体の約 3 分の 2 を占めている。

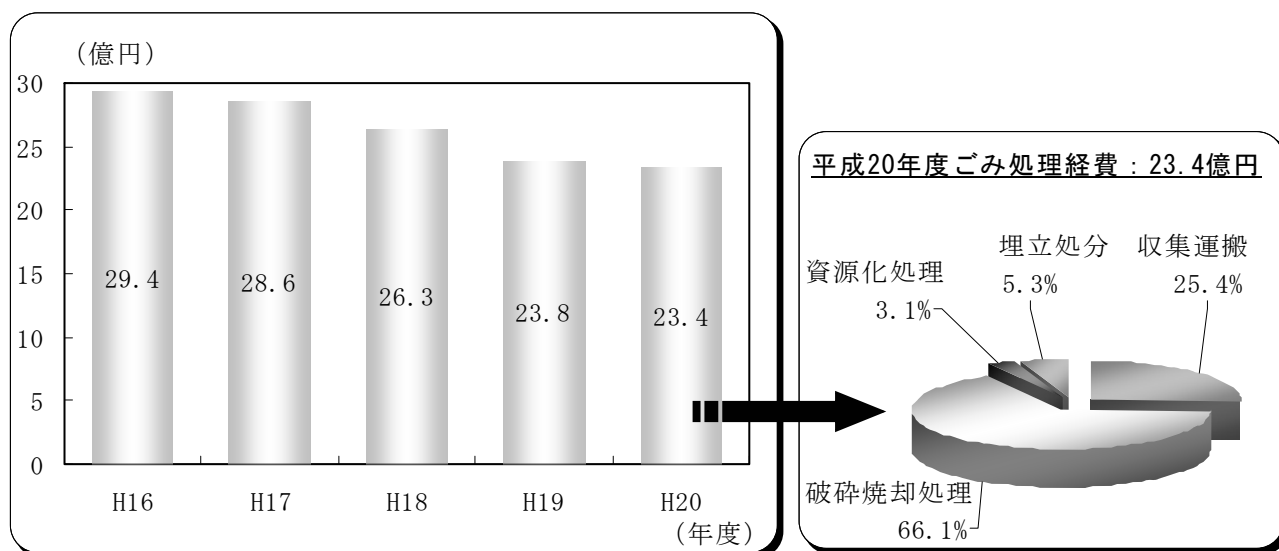


図 3-18 ごみ処理経費の推移と内訳

(2) ごみ処理手数料

事業系ごみの処理手数料については、「20 kg 90 円」であったものが、近隣都市との均衡を図るため、平成 21 年 4 月に「20 kg 220 円」に改正した。(22 年 3 月 31 日までは、20 kg 160 円)

家庭から排出されるごみについては、平成 14 年 1 月から大型ごみの有料化をされており、1 個につき 500 円で戸別収集し、直接施設に持ち込む場合は、事業系ごみの処理手数料と同額を徴収している。

8 広域ごみ処理の現状

(1) 広域ごみ処理の経緯

ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減対策のため、平成9年1月に当時の厚生省は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、これに基づき「ごみ処理の広域化計画」を策定するよう都道府県に通知した。北海道では、平成9年12月に北海道全域を32ブロックに分ける「ごみ処理の広域化計画」を策定し、本市は、当時の早来町・追分町・厚真町とともに東胆振ブロックに属することになった。

当時、早来町・追分町・厚真町の三町では、東胆振三町広域行政事務組合を設立して、ごみ処理を実施していたが、ごみ排出量の増大やダイオキシン規制により、既存のごみ処理施設での対応が困難として、本市の施設での処理・処分についての申し入れがあり、協議の結果、平成13年7月から沼ノ端クリーンセンターなどで処理することとなった。

※ 早来町と追分町は、平成18年に合併して安平町が発足した。

(2) 広域ごみ処理の推移

現在、安平・厚真行政事務組合から、本市の基準に基づき、図3-19のとおり処理している。

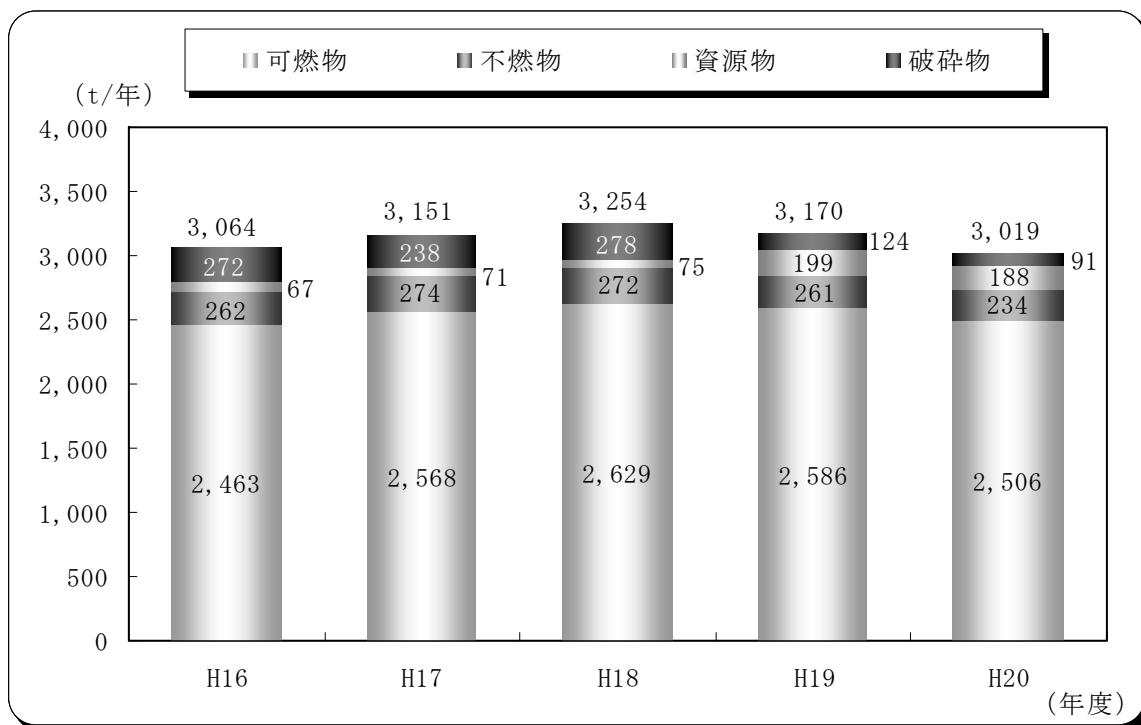


図 3-19 広域分の処理量の推移

9 不法投棄

不法投棄対策として、清掃指導員及び植苗地区不法投棄パトロール員によるパトロールを実施しており、警察や北海道とも連携を図り、不法投棄の防止に努めている。

平成20年度は、廃タイヤ、家具や自転車などの大型ごみ、家電品などの不法投棄が175件発生している。

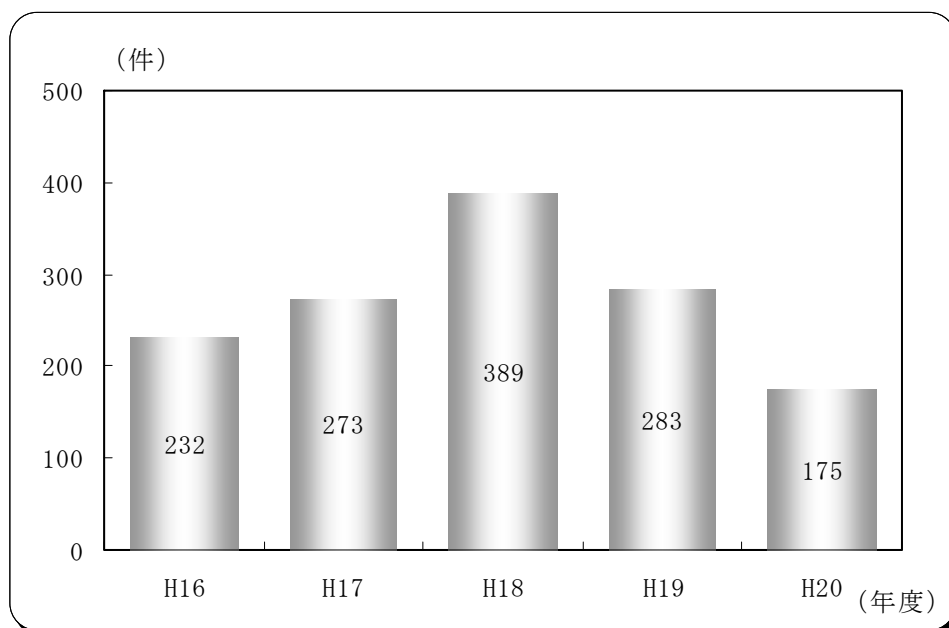


図 3-20 不法投棄の発生件数の推移

10 前計画の達成状況

平成14年3月に、14年度から27年度までを計画期間とした「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

この計画では、平成22年度における1人1日当たりの家庭ごみ排出量を、9年度の796gより10%減の716gに、リサイクル率を13.1%とする目標を掲げた。

平成20年度の1人1日当たりの家庭ごみ排出量は701g、リサイクル率は15.8%となり、目標は達成された。

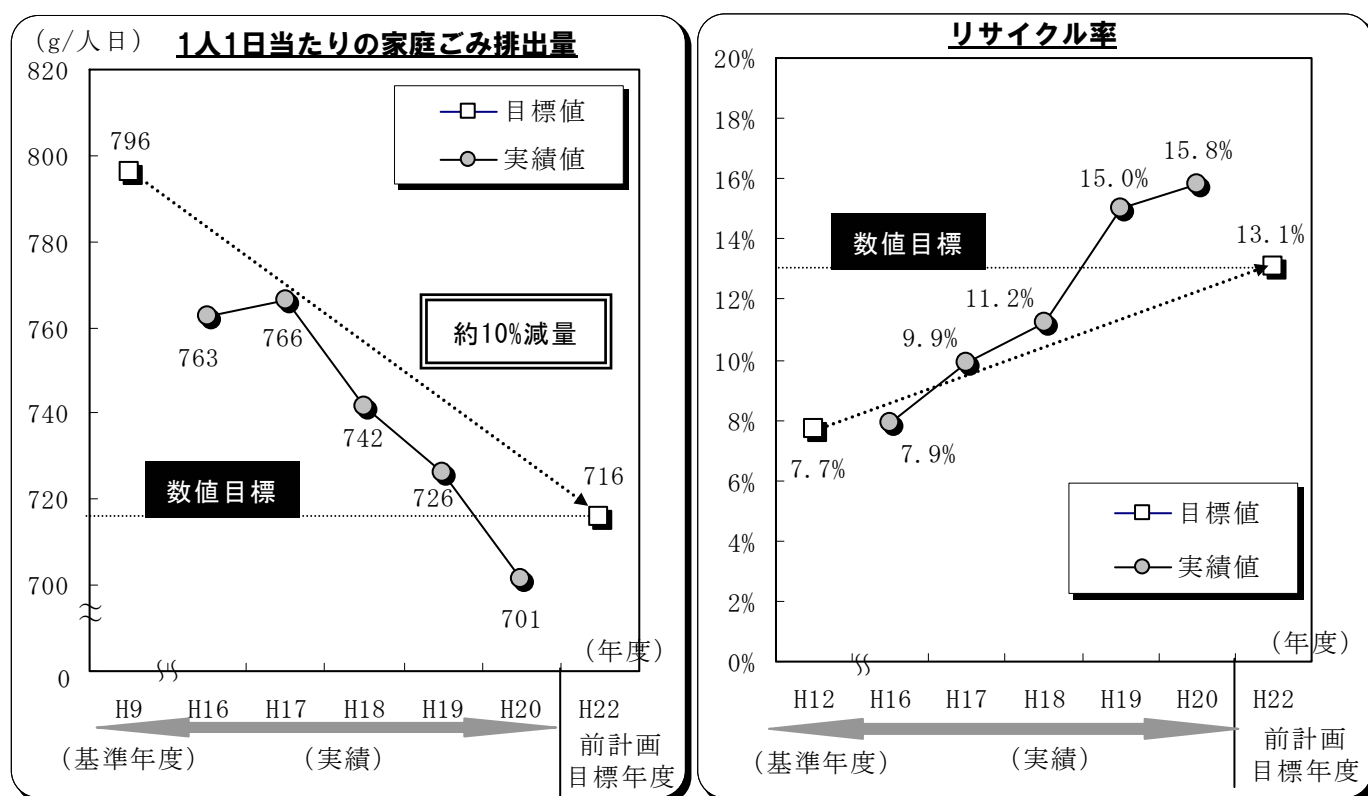


図 3-21 数値目標達成状況

11 ごみ処理の課題

① ごみ減量・リサイクルの推進

本市の平成 20 年度の 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 701g、リサイクル率 15.8% であるが、19 年度の北海道平均の 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 691g、リサイクル率 18.8% を下回っており（図 3-6、図 3-7 参照）、さらなるごみ減量とリサイクルの推進に努める必要がある。

② 経済的インセンティブの検討

平成 19 年度の「053 大作戦」や 21 年度の「Eco ライフ大作戦」などにより、ごみ減量とリサイクル推進に一定の成果をあげることができたが、より一層の減量・リサイクルの推進を図るためには、家庭ごみの有料化実施や事業系ごみの処理料適正化など経済的インセンティブの活用を検討する必要がある。

③ 分別の徹底

ごみの組成分析結果では、資源物（缶、びん、ペットボトル、紙パック、新聞紙・雑誌類）が、燃やせるごみに約 4%、燃やせないごみに約 28% 含まれており（図 3-8 参照）、さらにリサイクルを推進するためには分別の徹底が必要である。

④ 分別品目の拡大

循環型社会形成に向け平成 18 年度に「資源物分別拡大基本計画」を策定し、19 年度には廃食油の拠点回収、21 年度には古着・古布の拠点回収、22 年度には廃プラスチックの分別収集など順次資源化の拡大を図ってきているが、より一層のリサイクルの推進のために分別品目の拡大を検討する必要がある。

⑤ ごみ処理経費の抑制

分別収集の拡大やごみ量の変化に対応した効率的な収集体制や処理施設の整備に努め、ごみ処理費用の抑制に努める必要がある。

⑥ ごみ処理施設の整備

糸井清掃センターは、昭和 57 年から 27 年間稼動をしており老朽化が進んでいる。また、沼ノ端クリーンセンターは、計画後期に 20 年以上経過することから、今後のごみ量に対応した効率的で安定した焼却体制を構築する必要がある。

沼ノ端と柏原の埋立処分場はごみの減量により延命化を図りつつ、これからの安定した埋立処分のために、必要な整備を行う必要がある。

資源化センターは、設備が老朽化しており、更新が必要である。

⑦ 集団回収事業の推進

集団回収は、ごみの減量やリサイクルの推進に非常に有効な手段であるが、ここ数年団体数は増加しているが、回収量は横ばいとなっている（図 3-10 参照）ことから、さらなる推進を図る必要がある。

⑧ 普及啓発事業のさらなる推進

「クリーン懇談会」、「出前講座」、「053（ゼロごみ）大作戦」などを実施し、啓発活動の強化を行ってきたが、今後も継続して普及啓発事業に努めごみの減量や分別徹底によるリサイクルの推進に取り組んでいく必要がある。

⑨ 不法投棄への対策

平成 20 年度で 175 件の不法投棄があり、23 年には地上放送がデジタル化になり、アナログ対応テレビの不法投棄が懸念されることから、今後、警察や北海道とも連携体制を図り、通常の不法投棄対策と併せて対策を強化していく必要がある。

⑩ 災害廃棄物への対策

災害時の対応や災害廃棄物の適正な処理などについて、北海道や周辺自治体との連携を含め計画を策定していく必要がある。

第2節 人口及びごみ量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

1 人口の将来予測

本市の人口は、平成20年9月現在174,350人であり、第5次基本計画を基に実績値から将来人口を推計すると、今後は減少に転じるものと考えられ、26年度では173,558人、31年度では172,143人、計画最終年度の36年度では、170,043人と推計した。

表 3-4 人口の将来予測

単位：人

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
推計人口	174,287	174,196	174,077	173,932	173,759	173,558	173,330	173,074
年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
推計人口	172,791	172,481	172,143	171,778	171,386	170,966	170,518	170,043

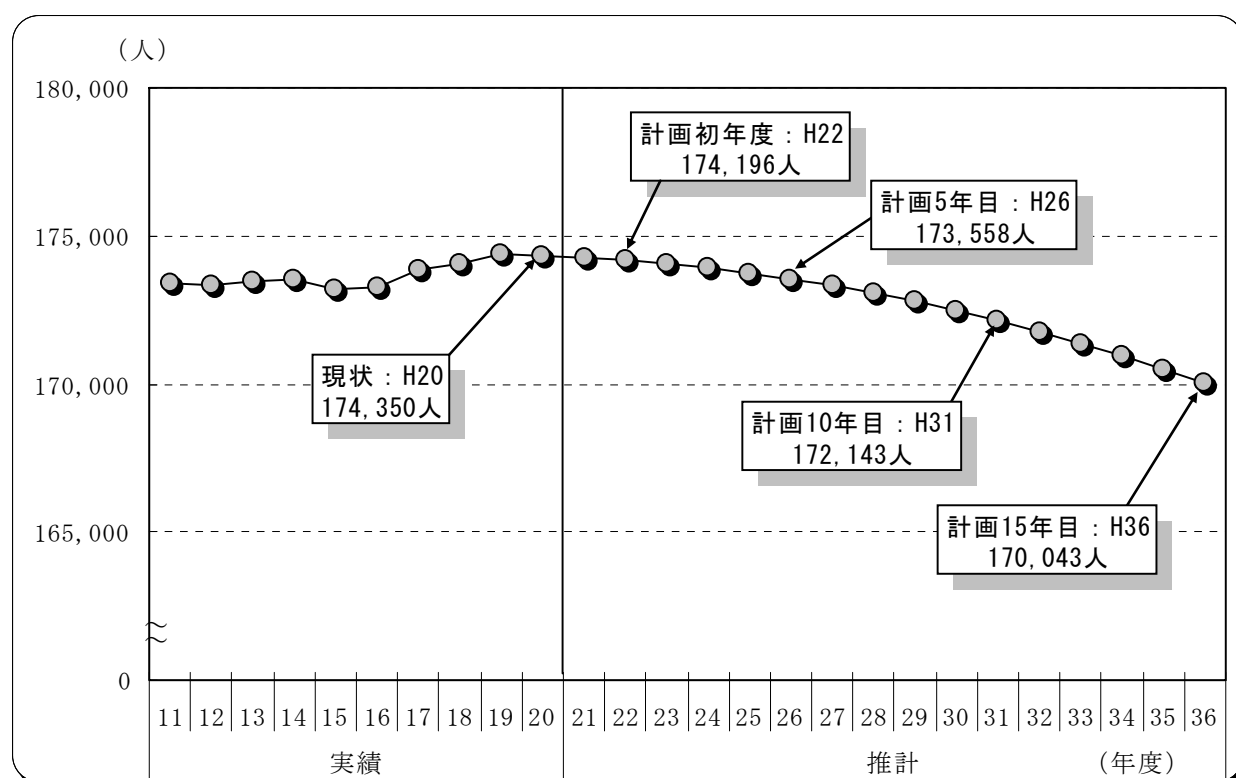


図 3-22 人口の将来予測

2 ごみ量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

これまでのごみ排出量の推移や今後の人口の減少などに伴いごみ排出量は減少していくものと考えられる。この傾向を基礎にして、これまでとおりの市民生活や事業活動が継続され現状施策のまま推移した場合の将来予測量は、平成 26 年度では 71,289 t、31 年度では 70,410 t となる。

なお、今後新たな施策などを実施した場合のごみ量の将来予測とは異なる。

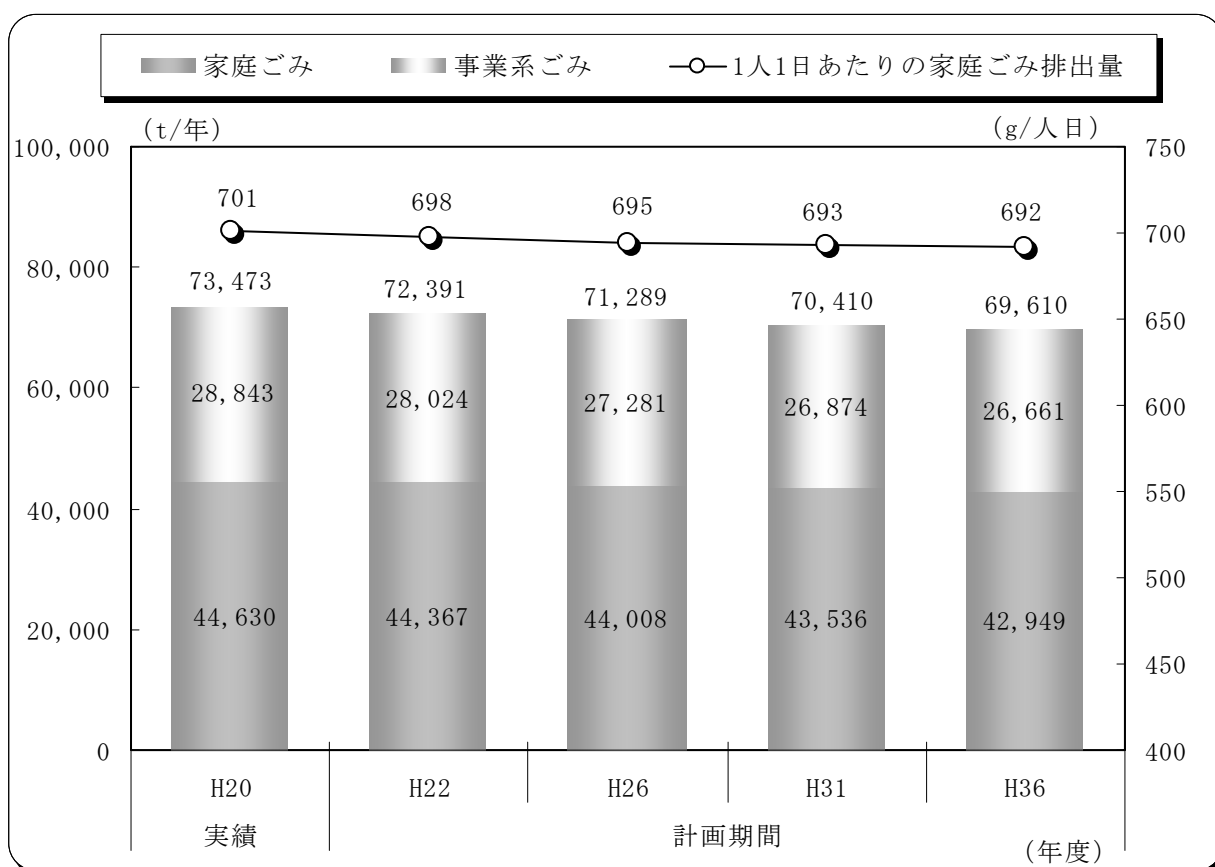


図 3-23 ごみ量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

第3節 計画の基本フレーム

1 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

『053（ゼロごみ）のまち とまごまい』を基本理念とし、市民・事業者・行政の三者が協働し、ごみ排出抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）という3Rの推進を図り、ごみの減量やリサイクルの推進に努める。

053（ゼロごみ）のまち とまごまい

(2) 基本方針

本市では、さらに3つの基本方針を定め、各種事業を実施することとする。

方針1 3Rの推進によるごみの減量

市民・事業者・行政が一体となり、リデュース、リユース、リサイクルの「3R」を推進し、ごみの減量に取り組んでいく。

方針2 市民との情報共有と環境教育の推進

ごみの減量とリサイクルの推進に向けて、適切に情報提供し市民との情報の共有を進めるとともに、学童期からの環境教育を推進する。

方針3 環境負荷の軽減を目指す効率的なごみ処理事業の推進

循環型社会の構築に向け、ごみの減量やリサイクルの推進とともに、効率的な収集運搬体制や適正な規模の処理施設の確保に努める。

2 目標値の設定

基本理念『053（ゼロごみ）のまち とまこまい』を目指すため、計画目標年度（平成31年度）において、以下の数値目標を掲げる。なお、本計画の計画期間は平成36年度までであるが、数値目標は10年後の平成31年度を目標とする。

目標1 1人1日当たりの家庭ごみ排出量

- 前期目標（H26）：550g ……現状から約150gの減量
- 中期目標（H31）：530g ……現状から約170gの減量

※ 現状（平成20年度）：701g

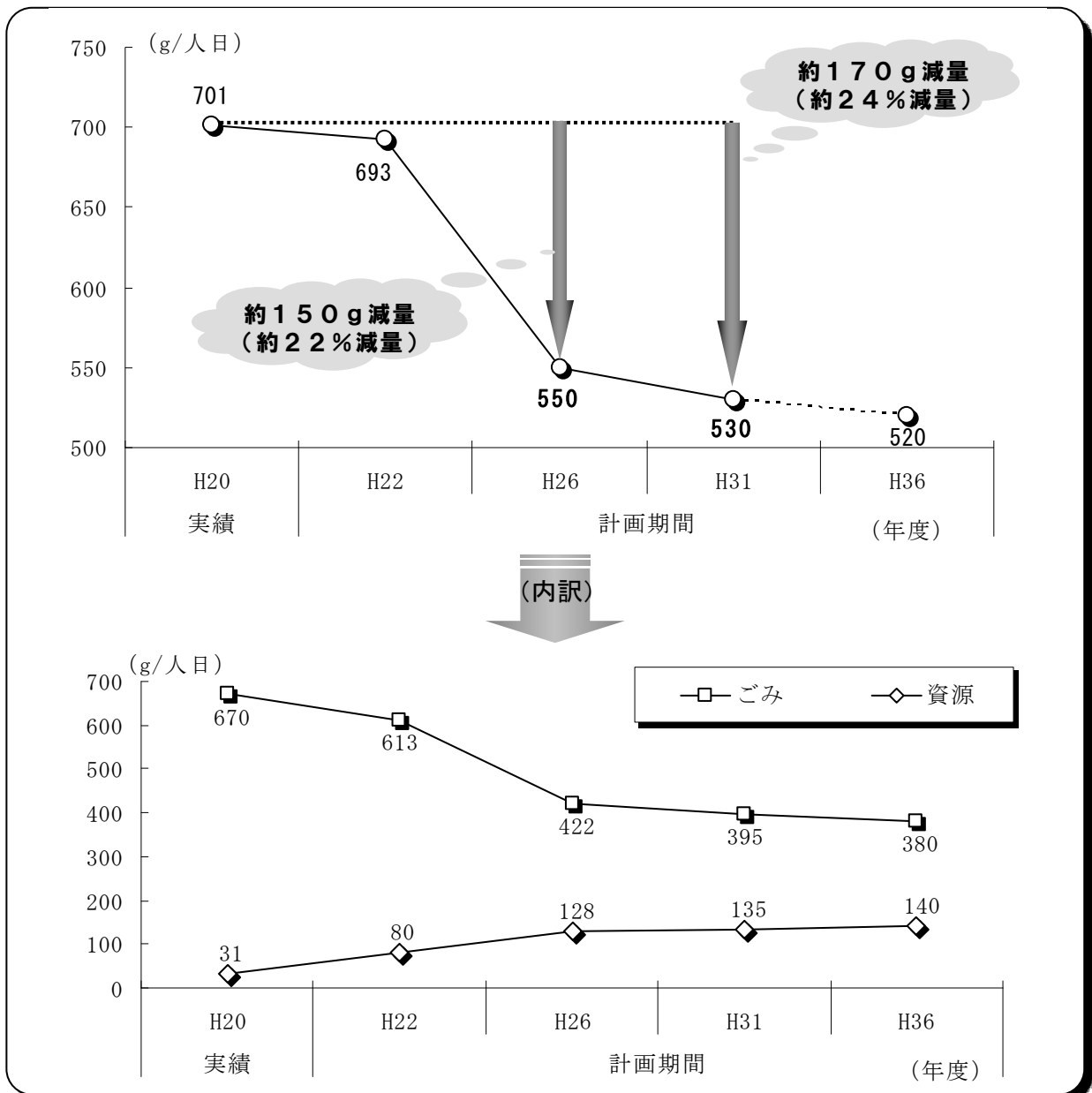


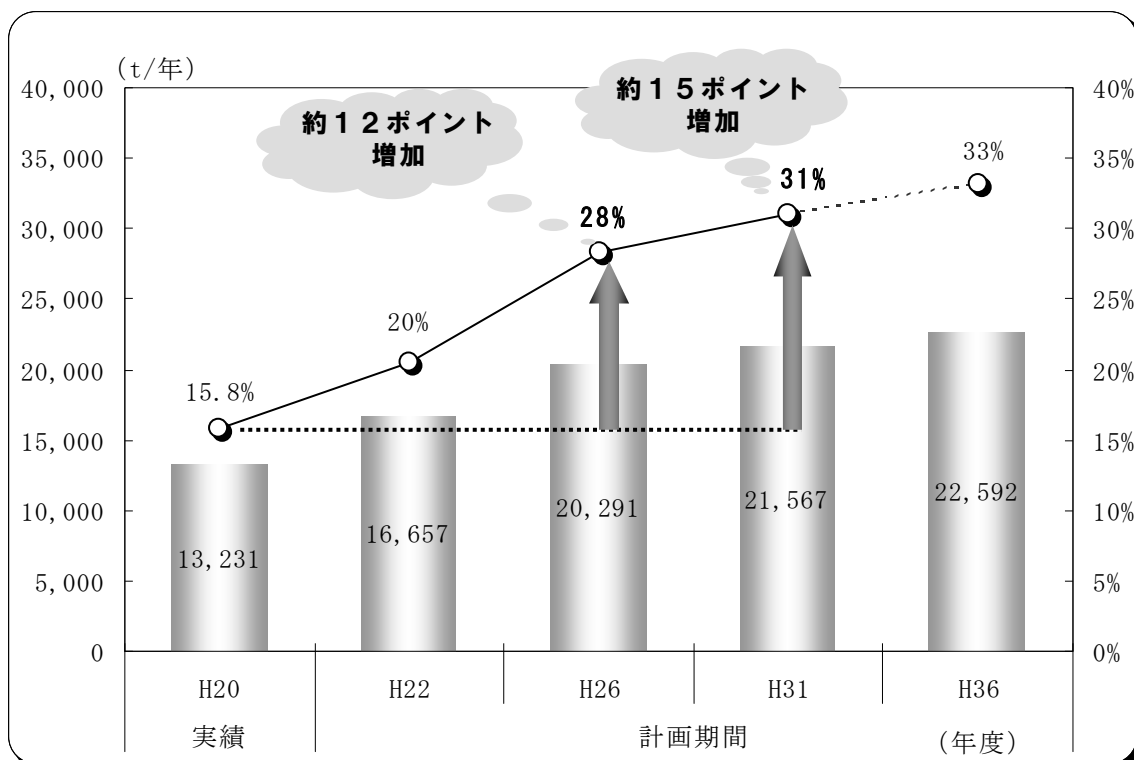
図 3-24 数値目標を達成したときの1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推計

目標2 リサイクル率

○ 前期目標（H26）：28% ……現状から約12ポイント増加

○ 中期目標（H31）：31% ……現状から約15ポイント増加

※ 現状（平成20年度）：15.8%



《目標値設定の考え方》

- ・ 家庭ごみ有料化により20%のごみ減量を見込んでいる。
- ・ 家庭ごみの資源物については、プラスチックの分別回収、紙類の分別回収による増加を見込んでいる。
- ・ 集団回収については、奨励金制度の見直しや家庭ごみ有料化の影響による増加を見込んでいる。
- ・ 事業系ごみについては、平成22年4月から埋立焼却処分手数料の引き上げ、さらに手数料改正を想定しており、これによりそれぞれ5%のごみ減量を見込んでいる。

3 数値目標を達成した時のごみ排出量の推移

1人1日当たりの家庭ごみ排出量及びリサイクル率の目標を達成した後のごみ排出量、焼却処理量、最終処分量の推移を以下に示す。

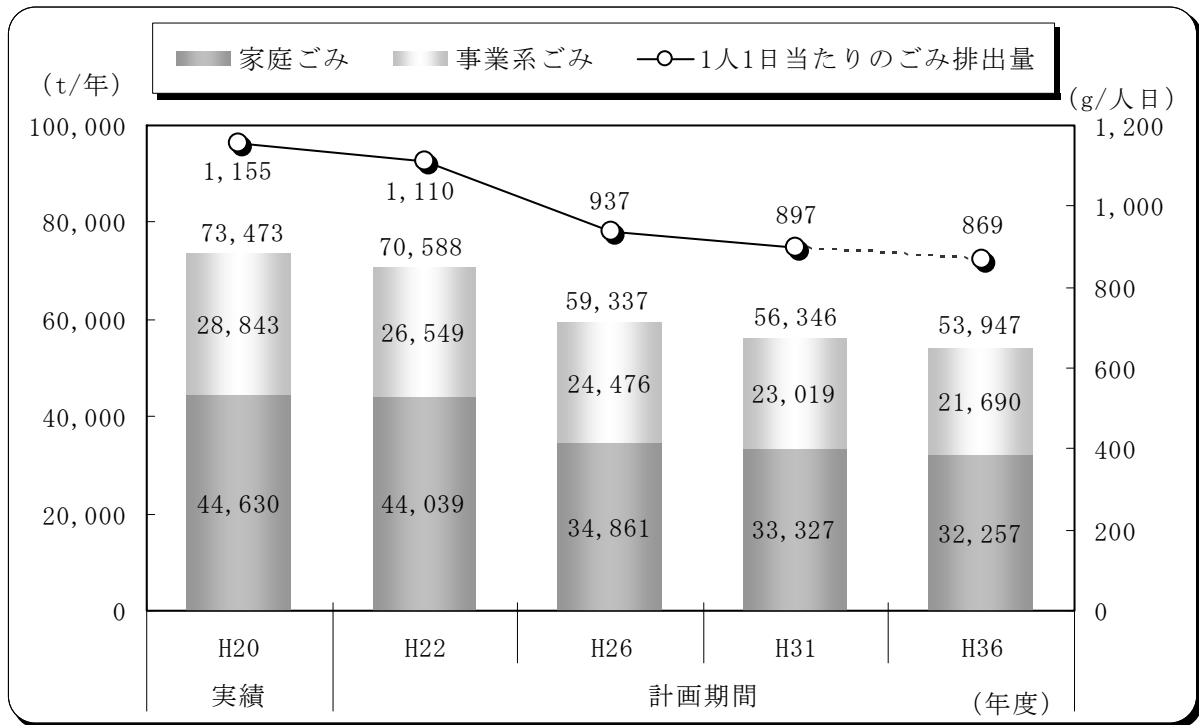


図 3-25 数値目標を達成した時のごみ排出量の推移

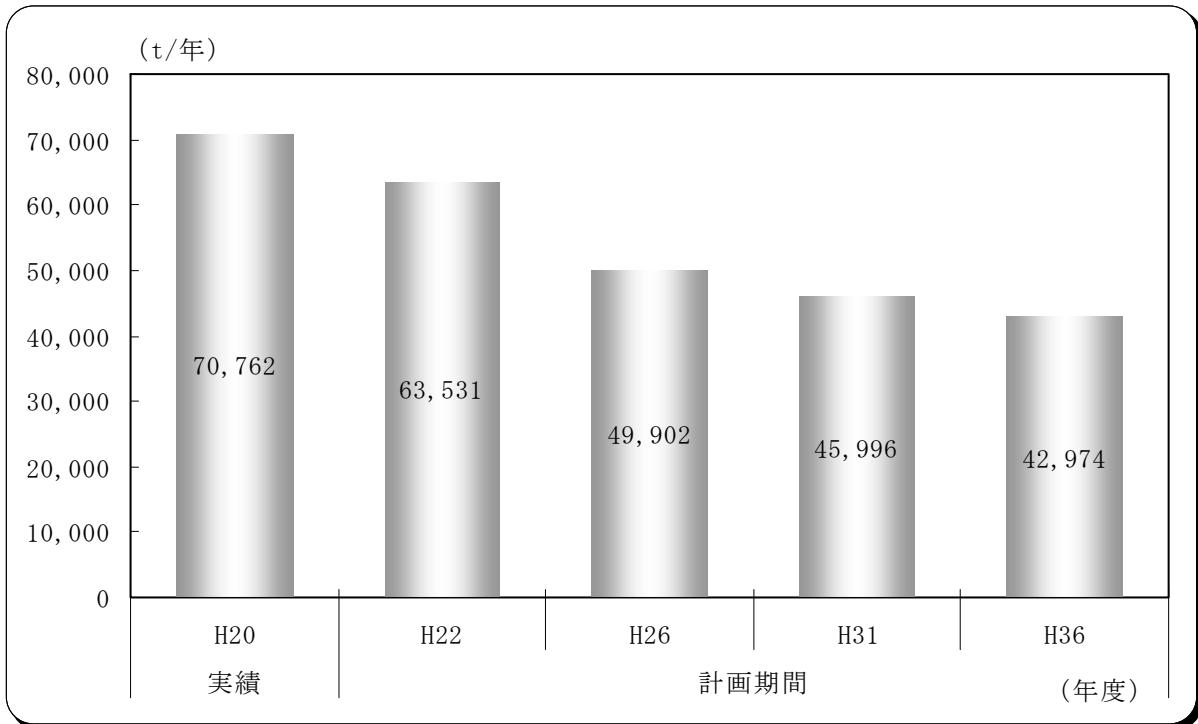


図 3-26 数値目標を達成した時の焼却処理量の推移

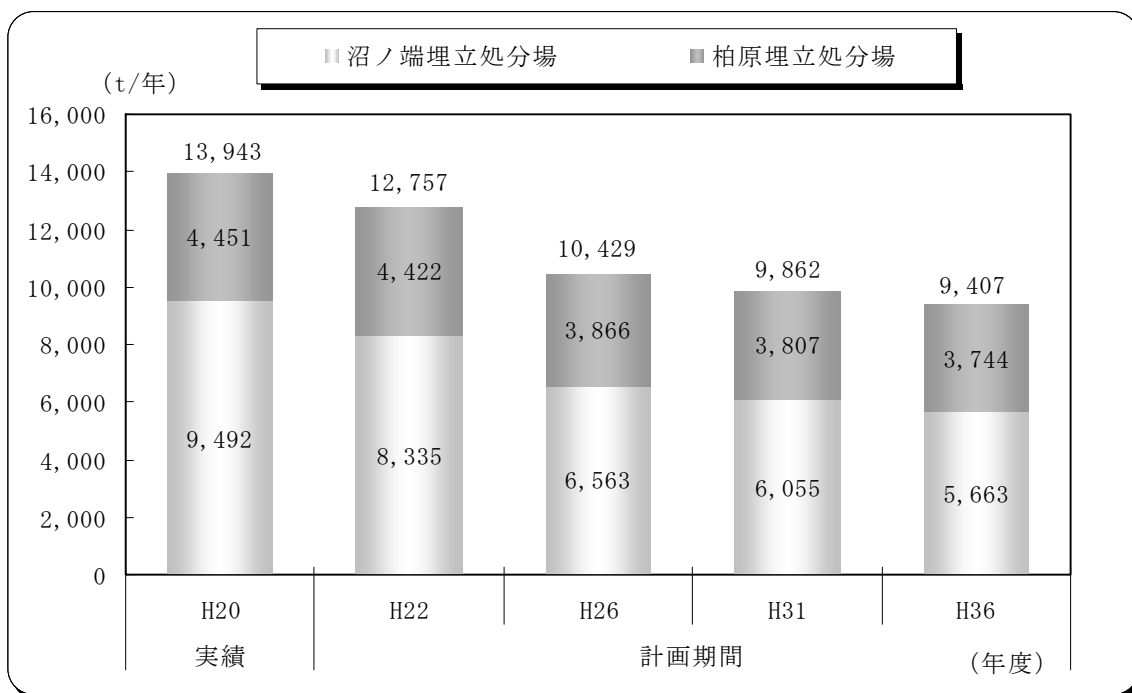


図 3-27 数値目標を達成した時の最終埋立処分量の推移

表 3-5 ごみ排出量、処理量の予測値

				実績	推計				
				H20	H22	H26	H31	H36	
ごみ総排出量	家庭ごみ (t/年)	ごみ	a	42,644	38,978	26,754	24,858	23,545	
		資源物	b	1,986	5,061	8,107	8,469	8,712	
		計	c=a+b	44,630	44,039	34,861	33,327	32,257	
	事業系ごみ (t/年)	ごみ	d	5,143	5,398	6,584	7,374	8,103	
		上質古紙等 直接資源化量	e=c+d	49,773	49,437	41,445	40,701	40,360	
		合計	f	28,843	26,549	24,476	23,019	21,690	
	ごみ排出量		g	4,979	5,371	5,687	5,921	6,068	
	ごみ総排出量		h=f+g	33,822	31,920	30,163	28,940	27,758	
	ごみ排出量		i=c+f	73,473	70,588	59,337	56,346	53,947	
	ごみ総排出量		j=e+h	83,595	81,357	71,608	69,641	68,118	
1人1日当たりの 家庭ごみ排出量 (g/人日)	ごみ	k=a/t/365	670	613	422	395	380		
	資源物	l=b/t/365	31	80	128	135	140		
	計	m=k+l	701	693	550	530	520		
焼却処理量 (t/年)		n	70,762	63,531	49,902	45,996	42,974		
最終処分量 (t/年)	焼却残渣	o	9,492	8,335	6,563	6,055	5,663		
	不燃残渣	p	4,451	4,422	3,866	3,807	3,744		
	合計	q=o+p	13,943	12,757	10,429	9,862	9,407		
総資源化量 (t/年)		r	13,231	16,657	20,291	21,567	22,592		
リサイクル率		s=r/j	15.8%	20%	28%	31%	33%		
人口 (人)		t	174,350	174,196	173,558	172,143	170,043		

第4節 個別施策

1 家庭ごみに関する施策

重点施策一覧

- ① 家庭ごみの有料化
- ② 分別品目の拡大
- ③ 集団回収事業の拡充

主な施策一覧

- ④ 分別徹底と排出抑制の促進
- ⑤ 生ごみ減量化の推進
- ⑥ 効率的な収集運搬体制の検討

■ 重点施策

① 家庭ごみの有料化

国は、平成17年5月廃棄物処理法に基づく「基本方針」を改正し、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載を追加し、国全体の施策の方針として一般廃棄物の有料化を推進するべきことを明確化している。

北海道においても180市町村のうち、21年7月現在すでに163市町村が家庭ごみの有料化を実施し、ごみ減量効果が現れており、主要10市の中で有料化未実施は本市のみとなっている。

今後のごみ処理施設のあり方を考えた場合、大幅なごみ減量が必要であり、計画前期に家庭ごみの有料化を実施する。

なお、すでに有料となっている大型ごみの処理手数料についても適正な料金を検討する。

② 分別品目の拡大

平成22年4月からプラスチックの分別収集を開始するが、より一層の資源化を推進し循環型社会の形成を目指すため、家庭ごみの有料化に併せて紙類の分別収集を実施する。

また、拠点回収の拡充を図るため、資源物回収常設ボックスの設置や剪定枝の資源化などについて検討する。

③ 集団回収事業の拡充

集団回収事業はごみ減量に極めて有効な事業であるばかりでなく、リサイクルに関する住民意識の向上や地域コミュニティの形成にも寄与する事業である。

今後とも実施していない町内会への働きかけや他都市の状況を勘案しながら奨励金制度の拡充など、集団回収事業の強化を図る。

■ 主な施策

④ 分別徹底と排出抑制の促進

分別の精度を上げる余地はまだあり、「クリーンとまこまい」、「ごみカレンダー」の活用やクリーン懇談会、出前講座による啓発を継続し、分別の徹底を図る。

ノーレジ袋・マイバッグ持参運動やもったいない運動についても継続し、排出抑制を市民に呼びかける。

また、容器包装の簡素化など事業者とも連携したごみ減量施策について検討する。

⑤ 生ごみ減量化の推進

生ごみは燃やせるごみの約4割を占めていることから、生ごみ堆肥化容器や電動生ごみ処理機に対する助成を継続し、引き続き生ごみの減量に取り組む。

生ごみの資源化は、都市部においては課題も多く、今後の技術革新や他市の事例などについて調査・研究を継続していく。

⑥ 効率的な収集運搬体制の検討

分別品目の拡大に伴う品目ごとの収集回数の見直し、民間活力導入の拡大など効率的な収集運搬体制を構築するため、必要な検討を行う。

2 事業系ごみに関する施策

重点施策一覧

- ① ごみ処理手数料の適正化
- ② 多量排出事業者への指導
- ③ 分別排出・適正排出の指導及び啓発

■ 重点施策

① ごみ処理手数料の適正化

事業系ごみは事業者が自らの責任で処理するのが原則であり、近隣自治体との均衡を考慮しながら、処理手数料の適正化を図る。

② 多量排出事業者への指導

廃棄物処理法や市の条例では、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して一般廃棄物の減量に関する計画の作成・提出を求めることができることから、一定量を超える事業系ごみを排出する事業者に対し、ごみ減量に関する計画の作成、提出を求め、事業系ごみの減量につなげる。

③ 分別排出・適正排出の指導及び啓発

事業者の自己処理責任の徹底を周知するとともに指導や助言を行うほか、必要に応じて、搬入される事業系ごみの内容調査を実施するとともに、収集運搬許可業者との連携を強化し、事業者に対し分別排出や適正排出の徹底を図る。

3 ごみ処理施設に関する施策

重点施策一覧

- ① 焼却処理施設
- ② 資源化施設
- ③ 最終処分場

■ 重点施策

① 焼却処理施設

この計画で目標とした焼却ごみ量になった場合には、稼働後 27 年を経過している糸井清掃センターを廃止し、沼ノ端クリーンセンターのみで焼却することが見えてくる。

しかし、家庭ごみ有料化の減量効果や事業系ごみの推移など不確定要素があることから、今後のごみ量を注視しながら、施設の点検、整備など検討し計画中期には糸井清掃センターの存廃について判断する。

また、沼ノ端クリーンセンターについても、計画期間中に稼働後 20 年以上が経過することから、安定したごみの適正処理の観点から、計画中期に改修計画を検討する。

② 資源化施設

資源化センターでは、現在、缶・びん・ペットボトル・紙パックの中間処理を行っているが、設備が老朽化しており更新の必要がある。資源化センターの敷地は沼ノ端埋立処分場の拡張敷地と重なっており、設備の更新に当たっては、資源化センターの今後のあり方を含めて検討しなければならない。

また、紙類の分別収集に伴い施設のあり方などについて検討を行う。

③ 最終処分場

焼却灰の埋め立てをしている沼ノ端埋立処分場は、計画中期には満了となるため、その時期に併せて拡張工事を実施する。

燃やせないごみを埋め立てている柏原埋立処分場はごみの減量に伴い延命が図られるが、平成 40 年頃には満了になる予定であり、計画後期には次の埋立処分場について検討を開始しなければならない。

4 市民への情報提供と啓発に関する施策

主な施策一覧

- ① ごみに関する情報の提供と共有
- ② 環境教育の拡充
- ③ 地域住民と連携したごみ減量と美化運動
- ④ リサイクルプラザ苫小牧の活用

■ 主な施策

① ごみに関する情報の提供と共有

広報とまこまいやホームページ、クリーン懇談会や出前講座などを活用して適切に情報を提供していくほか、家庭ごみの有料化など市民に新たな負担を求める施策を行う場合には、ごみに関する市民との情報の共有が不可欠であり、積極的に情報を公開していく。

② 環境教育の拡充

ごみ問題について学童期から教育することは循環型社会の構築を目指すうえで重要であり、小中学生の副読本の作成を教育委員会と連携して進めているが、今後も協議を重ねながらさらに拡充していく。

また、幼児期から高齢者まで分かりやすいパンフレットなどを検討していく。

③ 地域住民と連携したごみ減量と美化運動

「まちをきれいにする日」を中心に町内会や事業者による自主的な美化活動が展開されており、これらの活動を引き続き積極的に支えていく。

また、地域住民と連携してごみ減量を進めるため、「廃棄物減量等推進員」の導入を検討する。

今後、家庭ごみの有料化導入により不法投棄が懸念されることから、北海道、周辺自治体、警察のほか、町内会等の地域住民とも連携を図り、パトロールを強化していく。

④ リサイクルプラザ苫小牧の活用

ごみ減量とリサイクル推進にかかわる情報発信・情報提供の中心的施設と位置付け、事業の拡大と関係団体との連携を検討する。

民間団体のノウハウを活用する指定管理者制度の導入可能性を検討する。

5 災害時の廃棄物処理に関する施策

災害廃棄物処理計画の策定

市民生活の安全安心を確保する危機管理の立場から、災害時に発生する可能性がある一時・大量の廃棄物の収集・運搬・処理に関し、近隣自治体との連携を含めて具体的計画を策定する。

6 重点施策の推進スケジュール

	前期	中期	後期
家庭ごみに関する施策			
家庭ごみの有料化	検討/実施		
分別品目の拡大	検討/実施	検討	
集団回収事業の拡充	検討/実施		
事業系ごみに関する施策			
ごみ処理手数料の適正化	検討/実施		
多量排出事業者への指導	検討/実施		
分別排出・適正排出の指導及び啓発		実施/強化	
ごみ処理施設に関する施策			
焼却処理施設 (糸井) (沼ノ端)	検討/計画		
		検討/計画	
資源化施設	検討/実施		
最終処分場 (焼却灰) (不燃物)	計画/整備		
			検討

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状及び課題

1 生活排水の処理体系

生活排水の処理・処分は、図4-1の通りとなっており、下水道認可区域では、3つの処理区（西町処理区、高砂処理区、勇払処理区）に分け、それぞれの処理センターにおいて適正処理を行っている。

一方、認可区域外については、合併処理浄化槽の設置やくみ取り方式で対応しており、くみ取りし尿や合併処理浄化槽汚泥については、収集運搬し西町下水処理センターで処理されている。

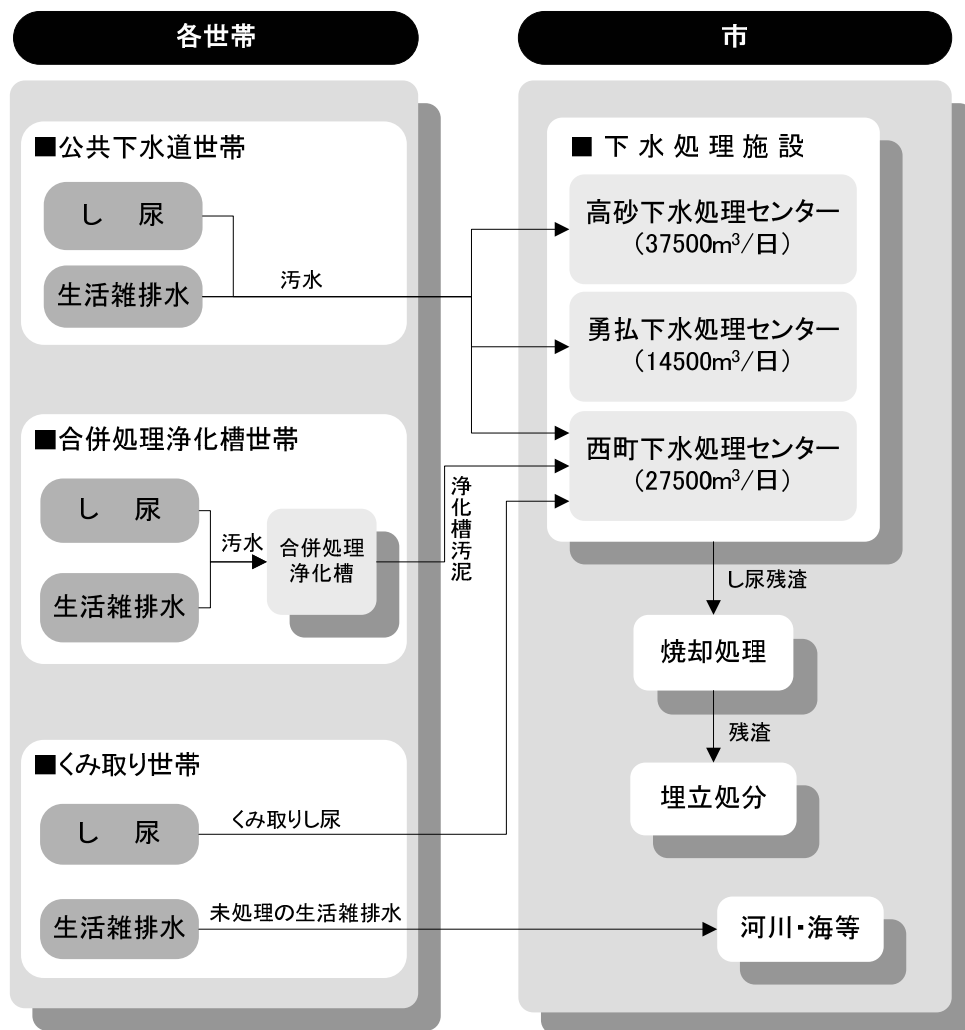


図 4-1 生活排水の処理・処分の主な流れ（平成 21 年 4 月現在）

表 4-1 下水処理施設の概要

施設名称	所在地	使用開始年	処理能力
① 西町下水処理センター	元町3丁目5番3号	昭和43年12月	27500 m ³ /日
② 高砂下水処理センター	高砂町1丁目4番22号	昭和34年4月	37500 m ³ /日
③ 勇払下水処理センター	勇払166-2	昭和54年3月	14500 m ³ /日

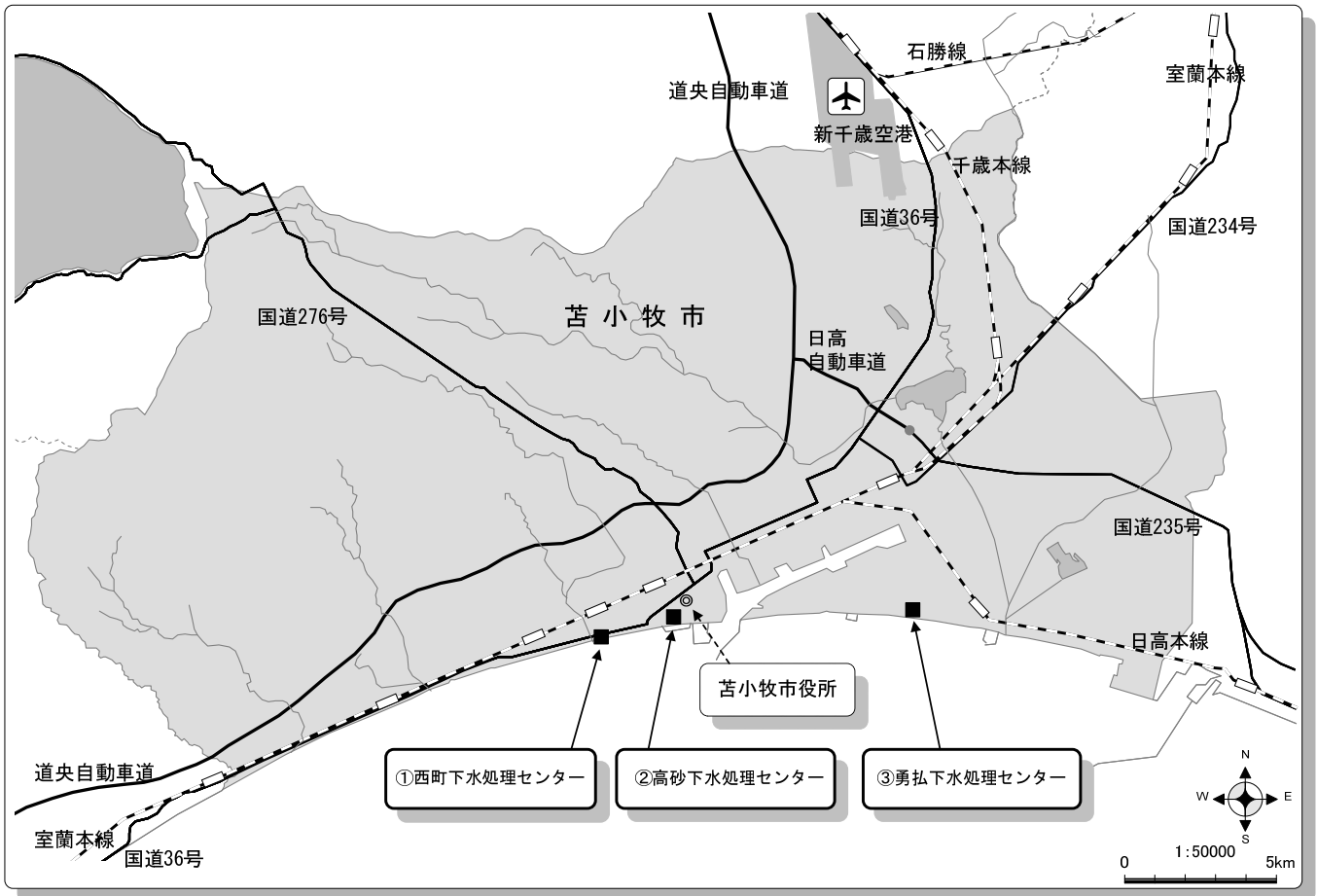


図 4-2 下水処理施設の位置

2 処理形態別人口の推移

行政区域内を大きく分けると、下水道事業により整備をする区域内と、それ以外の区域に分けられる。

認可区域内の処理区域内人口に対する水洗化人口の割合は、平成 16 年度において、すでに 99% であり、20 年度では、99.5% となっている。

行政区域人口に対する処理区域内人口と合併処理浄化槽人口を併せた人口の割合である汚水処理人口普及率は、平成 16 年度に 99.0%、20 年度では 99.3% となっている。

また、認可区域外におけるくみ取り人口は、平成 16 年度は 850 人であったが、20 年度では 14% 減少し 731 人となっている。

表 4-2 処理形態別人口の推移

単位：人

		H16	H17	H18	H19	H20
認可区域内人口	a	170,894	171,595	171,754	171,942	172,007
処理区域内人口	b	169,973	170,778	171,019	171,306	171,462
水洗化人口		168,798	169,724	170,020	170,408	170,668
非水洗化人口		1,175	1,054	999	898	794
処理区域外人口		921	817	735	636	545
認可区域外人口	c	1,631	1,621	1,568	1,562	1,565
合併処理浄化槽人口	d	781	727	712	734	834
くみ取り人口		850	894	856	828	731
行政区域人口	e=a+c	172,525	173,216	173,322	173,504	173,572
汚水処理人口普及率	f=(b+d)/e	99.0%	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%

注) 下水道事業概要等

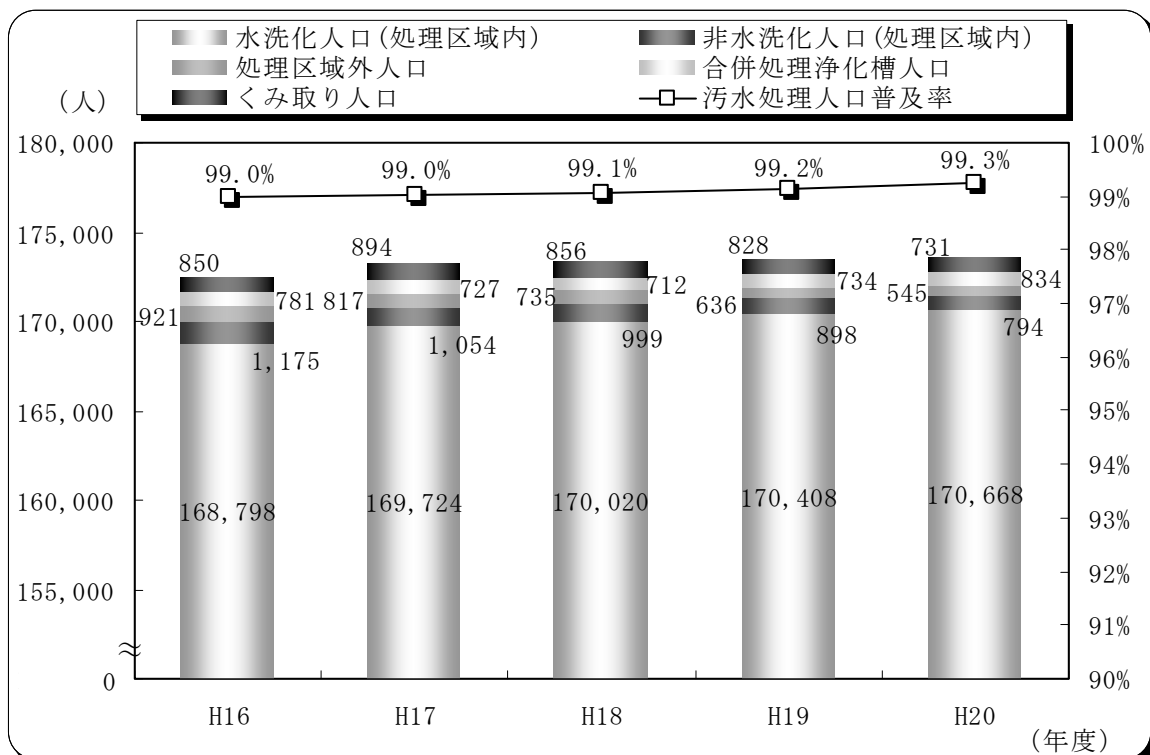


図 4-3 処理形態別人口の推移

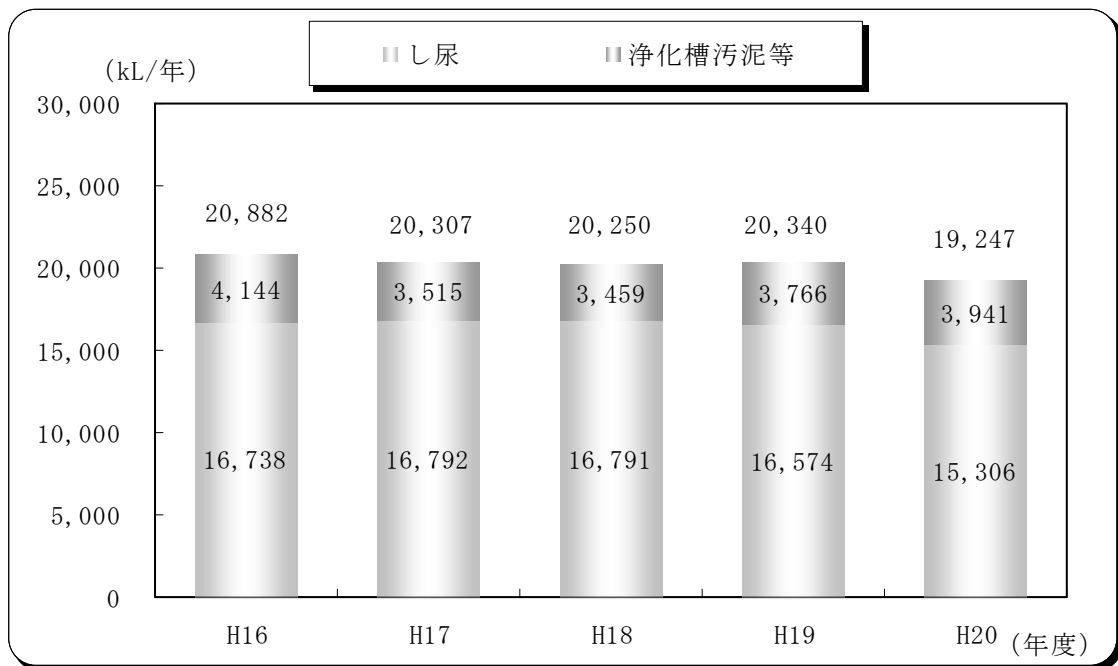
3 収集・運搬の現状

行政区域内全域における、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、直接申し込みにより収集を行っており、表 4-3 に示す処理手数料を徴収している。

過去 5 年間のし尿と浄化槽汚泥量の推移は、図 4-4 に示すとおり約 2 万 t で推移している。

表 4-3 本市の収集・運搬の状況

	し 尿	浄 化 槽 汚 泥 (生活雑排水含む)
収 集 方 法	委託業者への直接申し込み	許可業者への直接申し込み
手 数 料	下水道処理区域内：50L につき 322 円 下水道処理区域外：50L につき 244 円	50L につき 170 円



注) 浄化槽汚泥等には、雑排水処理量を含む

図 4-4 し尿と浄化槽汚泥量の推移

4 収集運搬・処理処分経費の現状

過去5年間の収集運搬に要した経費は、8千万円前後で推移し、平成20年度では7.6千万円となっている。また、処理処分に要した経費は8.5千万円ほどで推移し、平成20年度で8.5千万円となっている。

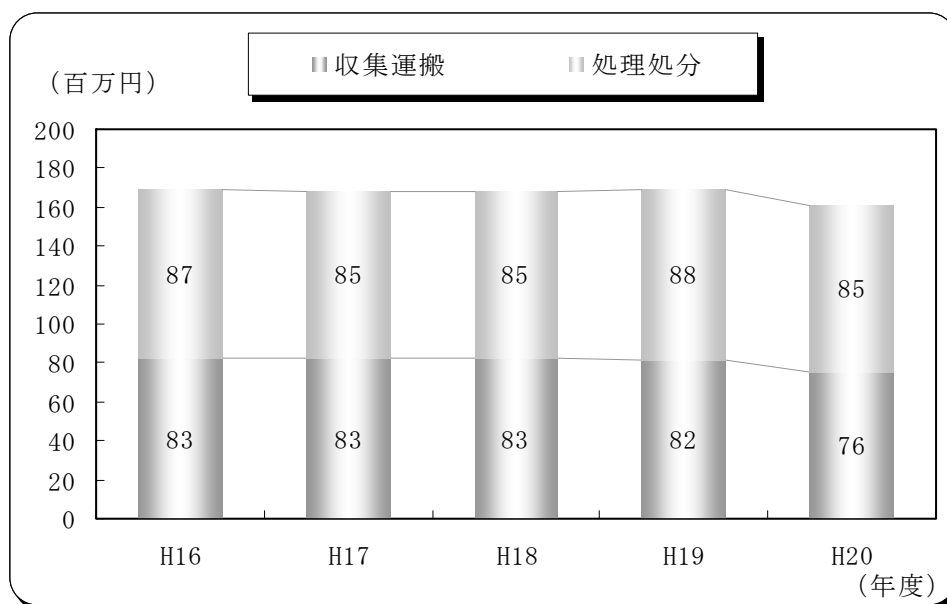


図 4-5 収集・運搬及び処理・処分経費の推移

5 生活排水処理の課題

(1) 生活排水への適正処理の働きかけ

汚水処理人口普及率は99%以上で推移しているが、地域の環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、今後も合併処理浄化槽の普及を推進しながら、適正な処理を継続していく必要がある。

(2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理の継続

合併処理浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置のため、年1回の法定検査を受けるよう「浄化槽法」で規定されており、検査を受けていない世帯や事業者に必要な指導をする必要がある。

第2節 計画の基本フレーム

1 基本方針

水質保全及び公衆衛生の向上を図るため、以下の2つの基本方針を掲げる。

方針1 生活排水処理施設の整備の推進

公共下水道の整備を進める一方、地域特性を考慮した上で、合併処理浄化槽の整備を進め、生活排水の適正処理を推進する。

方針2 環境負荷の低減を目指した普及啓発事業の推進

生活排水による環境負荷を低減するため、普及啓発を推進する。

2 処理主体

生活排水の処理主体は、公共下水道については下水処理センターで処理を行い、それ以外の生活雑排水及びくみ取りし尿は、収集後西町処理センターで処理を実施している。また合併処理浄化槽は、各世帯でし尿及び生活雑排水を処理し、浄化槽汚泥についても西町処理センターで処理を実施している。

表 4-4 処理主体

種 類	対 象 物	処 理 主 体
公 共 下 水 道	し尿、生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	各世帯
	浄化槽汚泥	市
く み 取 り	し尿	市

3 基本目標

生活排水処理事業として、以下に示す基本目標を目指す。

- 前期目標（H26）： 汚水処理人口普及率 99.4%
- 中期目標（H31）： 汚水処理人口普及率 99.5%

※ 汚水処理人口普及率 = (下水道処理区域内人口 + 合併処理浄化槽人口) / 行政区域人口

4 計画人口及びし尿・浄化槽汚泥の将来予測

各処理形態別の計画人口を表4-5に、し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測を図4-6に示す。

表 4-5 処理形態別の計画人口

単位：人

	実績	推計			
	H20	H22	H26	H31	H36
認可区域内人口	172,007	172,647	172,030	170,633	168,545
処理区域内人口	171,462	172,095	171,480	170,087	168,006
水洗化人口	170,668	171,363	170,824	169,488	167,445
非水洗化人口	794	732	656	599	561
処理区域外人口	545	552	550	546	539
認可区域外人口	1,565	1,549	1,528	1,510	1,498
合併処理浄化槽人口	834	834	954	1,104	1,254
くみ取り人口	731	715	574	406	244
行政区域人口	173,572	174,196	173,558	172,143	170,043
汚水処理人口普及率	99.3%	99.3%	99.4%	99.5%	99.5%

- 注) 1. 認可区域内の推計値は、過去5ヶ年の実績値、人口推計をもとにトレンド推計した。
 2. 認可区域外の推計値は、くみ取りから合併処理浄化槽への移行を推進することを前提に推計した。

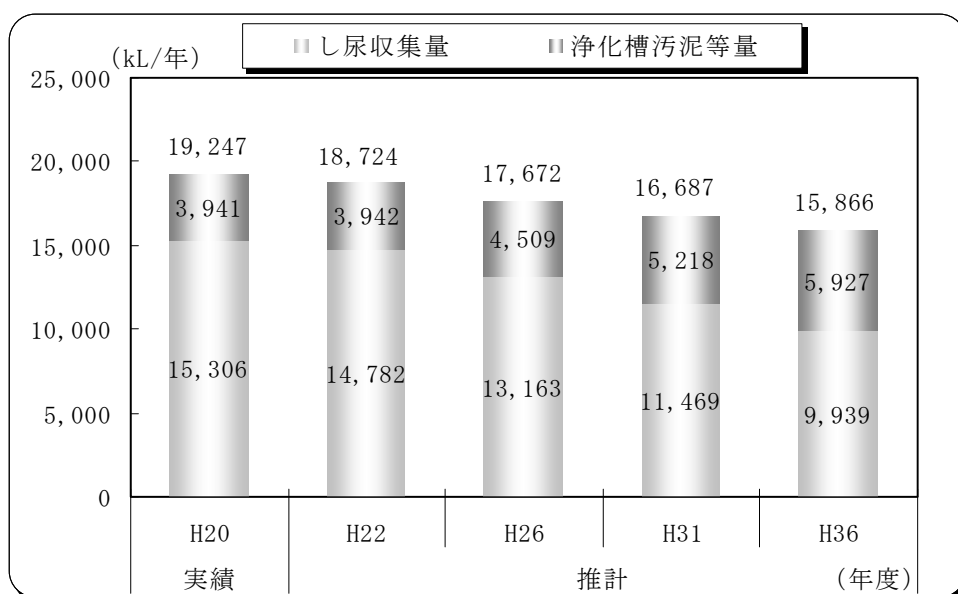


図 4-6 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

第3節 個別施策

1 生活排水処理への取り組み

(1) 市民・事業者・行政による環境負荷の低減の推進

水質保全や公衆衛生の向上を図るため、市民及び事業者それぞれでの対策が必要であり、市民・事業者・行政の三者協働で取り組む。

(2) 生活排水の適正処理の促進

公共下水道の整備を進める一方、合併処理浄化槽の設置なども推進し、適正な生活排水処理を目指す。

また、市民や事業者に対し、生活排水の適正処理のPR活動や、合併処理浄化槽等の個別処理施設の維持管理に対する指導や啓発活動も推進する。

2 し尿・汚泥処理への取り組み

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬の範囲は行政区域内全体とし、今後の生活排水処理施設の整備や更新などに対して受け入れ体制と調整を図りながら適切に対応する。

(2) 汚水・汚泥等処理計画

今後も浄化槽等汚泥の適正処理を行う。

また、災害発生時や各種イベント開催時の仮設トイレからのし尿についても継続して適正な処理を行う。

苫小牧市一般廃棄物処理基本計画

(平成 22 年 3 月)

編集・発行：苫小牧市 環境衛生部

〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2 番地の 25

TEL：(0144)55-4266 / FAX：(0144)55-3929